国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成３０年２月２８日
九 州 地 方 整 備 局

『九州ブロック発注者協議会（幹事会）』を開催しました
～更なる公共工事の品質確保に向けて～

九州ブロック発注者協議会（幹事会）を開催しましたのでお知らせします。
今回は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施や発注関係事務に関する取り組みアンケートの概要（速報版）等について情報交換を行いました。

○開催日時：平成３０年２月８日（木）　１４：００～１６：００

○開催場所：福岡第二合同庁舎　２階　共用会議室

○参考添付資料：（１）会議資料

九州ブロック発注者協議会とは、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を構築するとともに、建設生産システムの効率化に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とし、公共工事を発注する４３機関（国１７、県７、政令市３、市８、特殊法人等６及びオブザーバー２）が参画しています。

問い合せ先
国土交通省　九州地方整備局
住　　所：福岡市博多区博多駅東２丁目１０番７号　福岡第二合同庁舎
電話番号：（０９２）４７１－６３３１（代表）
（０９２）４７６－３５４６（技術管理課直通）
企画部　技術管理課長　竹下（たけした）　真治（しんじ）　（内線：３３１１）
企画部　技術管理課　課長補佐　次郎丸（じろうまる）　敬太（けいた）　（内線：３３１３）

日 時：平成30年２月８日（木）14:00 ～ 16:00
場 所：福岡第二合同庁舎　２階　共用会議室

九州ブロック発注者協議会
（平成29年度第２回幹事会）

会　議　次　第

１　開会挨拶　（※幹事長：九州地方整備局　企画部長）

２　議　　題

１）公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施について　（資料－１）

〇全国統一指標について

・各発注機関の指標値の公表について

・目標の設定について

意見交換

〇発注情報の一元化について

・国土交通省大阪航空局、農林水産省水産庁の参画（平成30年1月公表より）

〇総合評価落札方式の取り組みについて

・取り組み状況の報告

２）発注関係事務に関する取り組みアンケートの概要について（速報版）（資料－２）

〇アンケートの取りまとめ結果（速報版）

・発注現場の問題点、課題について

意見交換

３　情報提供

１）災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドラインについて（資料－３）
２）建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて（資料－４）
３）社会保険等未加入対策について　（資料－５）
４）工事書類の簡素化の取組みについて　（資料－６）
５）河川維持管理技術者資格の活用について　（資料－７）
６）インフラメンテナンス国民会議「九州フォーラム」について　（資料－８）

４　閉会挨拶　（※副幹事長：福岡県県土整備部　技術調査室長）

「九州ブロック発注者協議会」設置規約

（名称）

第１条　本会は、九州ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の連携体制を強化するとともに、建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質の確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整を行うとともに、公共工事の品質確保のための施策の推進を図るものとする。

一　公共工事の品質確保の促進に関する事項
二　建設生産システムにおける生産性向上に関する事項
三　発注者の支援に関する事項
四　その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第４条　協議会は別紙１に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長を置き、国土交通省九州地方整備局長がこれにあたる。

２　会長は会務を総理し、協議会を代表する。

３　協議会に副会長を２名置き、農林水産省九州農政局農村振興部長及び福岡県県土整備部長がこれにあたる。

４　副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）
第６条　協議会の会議は、会長が招集する。
２　委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
３　会長は、必要がある時は、別紙１に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

（幹事会）
第７条　協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。
２　幹事会は、別紙２に掲げる幹事をもって構成する
３　幹事会に幹事長を置き、国土交通省九州地方整備局企画部長がこれにあたる。
４　幹事会に副幹事長を２名置き、農林水産省九州農政局農村振興部設計課長及び福岡県県土整備部企画課技術調査室長がこれにあたる。

（専門部会）
第８条　地域の実情を踏まえた各種施策の検討及び推進を図るため、専門部会を置く。
２　専門部会は、各県・政令市及び九州地方整備局をもって構成するものとするが、必要に応じてその他の機関も参加することができる。

（県部会）
第９条　九州各県に協議会等と連携し施策を進める各県部会を置くものとする。なお各県部会の規約等は各県毎に定める。

（庶務）
第 10 条　協議会の庶務は、九州地方整備局(企画部技術管理課)が関係機関の協力を得て処理する。

（雑則）
第 11 条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（附則）
この規約は、平成２８年８月５日から施行する。
平成２９年　６月１３日　一部改正

別紙１

第４条関係（協議会委員）

会長　国土交通省　九州地方整備局長

副会長　農林水産省九州農政局農村振興部長

副会長　福岡県県土整備部長

委員

警察庁九州管区警察局総務監察部長

財務省九州財務局総務部長

財務省福岡財務支局財務主幹

財務省門司税関総務部長

財務省長崎税関総務部長

財務省国税庁福岡国税局総務部次長

財務省国税庁熊本国税局総務部次長

農林水産省 林野庁 九州森林管理局 総務企画部長

経済産業省九州経済産業局総務企画部長

国土交通省九州地方整備局副局長（総務部長）

国土交通省九州地方整備局企画部長（幹事長）

国土交通省九州地方整備局建政部長

国土交通省九州地方整備局河川部長

国土交通省九州地方整備局道路部長

国土交通省九州地方整備局港湾空港部長

国土交通省九州地方整備局営繕部長

国土交通省九州運輸局総務部長

国土交通省海上保安庁第七管区海上保安本部経理補給部長

国土交通省海上保安庁第十管区海上保安本部総務部長

環境省九州地方環境事務所統括自然保護企画官

防衛省九州防衛局調達部長

福岡高等裁判所事務局長

佐賀県県土整備部長

長崎県土木部長

熊本県土木部長

熊本県農林水産部農村振興局長

大分県土木建築部長

宮崎県県土整備部長

鹿児島県土木部長

北九州市技術監理局長
福岡市財政局理事
熊本市総務局契約監理部長
久留米市副市長
佐賀市副市長
長崎市理財部長
八代市副市長
大分市副市長
宮崎市副市長
薩摩川内市副市長
鹿児島市副市長
西日本高速道路株式会社九州支社建設・改築事業部長
独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館副館長
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構九州新幹線建設局計画次長
独立行政法人都市再生機構九州支社住宅経営部長
独立行政法人水資源機構筑後川局長
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構九州支部石炭業務部長

別紙２

第７条関係（幹事会委員）

幹事長　国土交通省九州地方整備局企画部長

副幹事長　農林水産省九州農政局農村振興部設計課長

副幹事長　福岡県県土整備部企画課技術調査室長

幹事

警察庁九州管区警察局総務監察部会計課長

財務省九州財務局総務部会計課長

財務省福岡財務支局会計課長

財務省門司税関総務部会計課長

財務省長崎税関総務部会計課長

財務省国税庁福岡国税局総務部営繕監理官

財務省国税庁熊本国税局総務部営繕監理官

農林水産省林野庁九州森林管理局総務企画部経理課長

経済産業省九州経済産業局総務企画部会計課長

国土交通省九州地方整備局地方事業評価管理官

国土交通省九州地方整備局契約管理官

国土交通省九州地方整備局企画部技術調整管理官

国土交通省九州地方整備局企画部技術開発調整官

国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課長

国土交通省九州地方整備局建政部建設産業調整官

国土交通省九州地方整備局河川部地域河川調整官

国土交通省九州地方整備局道路部地域道路調整官

国土交通省九州地方整備局港湾空港部事業計画官

国土交通省九州地方整備局営繕部営繕品質管理官

国土交通省九州運輸局総務部会計課長

国土交通省海上保安庁第七管区海上保安本部
経理補給部経理課長

国土交通省海上保安庁第十管区海上保安本部
総務部経理課長

環境省九州地方環境事務所自然環境整備課長

防衛省九州防衛局調達部調達計画課長

福岡高等裁判所事務局会計課長

福岡県農林水産部農山漁村振興課長

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室長

佐賀県県土整備部入札・検査センター長
佐賀県県土整備部建設・技術課長
長崎県土木部建設企画課企画監
長崎県農林部農村整備課長
熊本県土木部監理課長
熊本県土木部土木技術管理課長
熊本県農林水産部技術管理課長
大分県土木建築部公共工事入札管理室長
大分県土木建築部建設政策課長
大分県農林水産部工事技術管理室長
宮崎県県土整備部技術企画課長
宮崎県県土整備部管理課長
鹿児島県土木部監理課長
鹿児島県農政部総括工事監査監
鹿児島県環境林務部総括工事監査監
北九州市技術監理局技術部技術企画課長
福岡市財政局技術監理部技術企画課長
福岡市財政局財政部契約監理課長
熊本市総務局契約監理部工事契約課長
熊本市総務局契約監理部技術管理課長
久留米市総務部契約監理担当部長
佐賀市総務部長
長崎市理財部契約検査課長
八代市財務部長
大分市総務部長
宮崎市総務部長
薩摩川内市総務部長
鹿児島市 企画財政局 財政部長
西日本高速道路株式会社九州支社
　建設・改築事業部建設課長
独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館総務課長
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
　九州新幹線建設局技術管理課長
独立行政法人都市再生機構九州支社
　住宅経営部工務・検査課長
独立行政法人水資源機構筑後川局施設管理課長

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構九州支部
石炭業務部管理第１課長

（オブザーバー）
内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課長
沖縄県土木建築部技術・建設業課長

九州ブロック発注者協議会について

資料１

◆九州ブロック発注者協議会の目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、各発注者が以下の取り組みを実施することにより、**九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保の促進に寄与**すること

・公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等についての情報交換
・発注者間における連携体制の強化
・建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進

◆目的達成に向けた各種施策

①公共工事の品質確保の促進に関する施策

➡発注体制の把握と自己評価等による発注関係事務の適切な実施に向けた取り組み
※一層の発注関係事務の改善に向けた全国統一指標の導入 平成29年度より

➡発注見通しの統合公表の取り組み
※発注情報の一元化に向けた取り組み 平成29年度より

➡各発注者における総合評価落札方式の取り組み状況について情報共有

②建設生産システムにおける生産性向上に関する施策

➡i-Constructionなど建設現場の生産性向上に向けた取り組みの情報共有等

③発注者の支援に関する施策

➡総合評価落札方式等の入札契約方式の導入に対する支援
➡県部会を通じた市町村への施策実施に向けた働きかけ、技術的支援等

④その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

➡新たな入札契約制度等に関する情報提供等

九州ブロック発注者協議会について（協議会組織図）

① 九州ブロック発注者協議会

＜目　的＞
・「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本指針）」及び「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の趣旨を踏まえ、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化するとともに、建設生産システムの効率化に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

＜構成員＞
（国）九地整局長、関係省庁出先機関部長等
（県・政令市・代表市）土木部長等
（特殊法人等）九州に組織を有する機関の部長等

② 幹事会

＜活動内容＞
・各種施策の取り組み状況の情報交換及び推進・強化に向けた意見交換等

＜構成員＞
（国）九地整企画部長、関係省庁出先機関課長等
（県・政令市・代表市）技術管理担当課長等
（特殊法人等）九州に組織を有する機関の課長等

連携

③ 専門部会

＜活動内容＞
・地域の実情を踏まえた各種施策の推進を図るため、実務担当者による施策検討・情報共有等
（品確協議会作業部会、発注者間の連携強化に向けた検討会の組織を存続）

連携

④ 県部会

＜活動内容＞
・市町村へ施策実施に向けた働きかけ、支援要望等の情報交換（品確協議会県部会の組織を存続）

＜構成員＞
（県）土木部長等
（市町村）技術管理担当部長、課長等

⑤ 品質確保研究会

＜活動内容＞
・実務担当者による情報交換等
（品確協議会県部会品質確保研究会の組織を存続）

発注関係事務の全国統一指標について

◆背景

平成26年6月　公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正
平成27年1月　発注関係事務の運用に関する指針の策定

◆発注者の責務（品確法第７条）

■運用指針

現在及び将来の公共工事の品質確保

- 資格制度の確立、技術者能力の資格による評価により **調査及び設計の品質確保を図ります**
- **多様な入札契約方式の選択・活用により、** 地域における社会資本を支える企業の確保を図ります
- **施工状況の確認により、** 施工体制の確認、建設業許可部局との連携　（※２）、労働条件・安全衛生その他の労働環境の改善指導を行います
- 設計変更ガイドライン、工事一時中止ガイドラインを活用し、**受注者との情報共有、協議の迅速化を図り、**
- **適切な設計変更、工期の変更を行います**
- **完成後、一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価**
- 適切な点検・診断・維持・修繕による維持管理を実施します

凡例：運用指針における位置付け
必ず実施すべき事項
実施に努める事項

担い手の中長期的な育成・確保
《適正な利潤の確保に向けた取組み》

- 適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する **歩切りは行いません**
- 低入札価格調査基準、最低制限価格の設定により **ダンピング受注を防止します**（※１）
- 実勢価格を踏まえた労務・資材単価、施工実態等を踏まえた積算基準により、**適正な予定価格を設定します**
- 不調・不落が発生し積算と現場の施工実態が合わない場合、**見積りの活用により、**速やかな契約締結を図ります。
- 計画的な発注、適切な工期設定により **発注・施工時期の平準化が図られます**

地域発注者協議会等を通じた情報交換、共有の課題への対応や工事成績データの共有化・相互活用を行い、**発注者間の連携強化**により効率的かつ円滑な事務の運用を図ります

◆九州発注者協議会における取り組み

平成27年11月　発注体制の把握と自己評価の実施
※運用指針における発注関係事務を適切に実施するための取り組むべき事項108項目のうち、31項目について自己評価を実施

協議会の成果
平成28年4月より
歩切りの完全撤廃

受注者からの指摘
一定程度の成果が上がっている一方、
依然として課題があるとの指摘

◆全国統一指標

- 全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むためには、**自らの発注関係事務について客観的な状況を把握できる指標の設定が有効**
- **重点項目を選定し、取り組むことが効果的**

発注者協議会への意見照会結果を反映

＜重点項目＞

①適正な予定価格の設定
指標①-１：最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積り等の活用）
指標①-２：単価の更新頻度

②適切な設計変更
指標②-１：設計変更ガイドラインの策定・活用状況
指標②-２：設計変更の実施工事率

③施工時期等の平準化
指標③-１：平準化率

◆今後の予定

- 各機関の指標値把握と結果の公表
- 各発注者の立ち位置等を把握した後、目標設定及び指標の活用策等を検討

全国統一指標の取り組み状況について

①適切な予定価格の設定
指標①-1:最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)

◆指標分類
- a：最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領※を整備し活用
- b：最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領※は整備していない
- c：その他

※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む

◆定義
・最新の積算基準：1年※以内に更新されている積算基準(※営繕の場合は2年)
・基準対象外(小規模施工など)の際の対応状況：
見積り等により積算する要領を整備し運用しているか否か

◆考え方等
・積算基準とは、その適用範囲が定められており、適用範囲外もしくは適用範囲内であるが積算額が合わず、不調・不落が発生している歩掛かりについては見積もり等を活用し、適切な予定価格を設定する必要がある。

◆取り組み時点
・平成２９年９月末時点

①適切な予定価格の設定
指標①-2:単価の更新頻度

◆指標分類
- a：最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)
- b：3ヶ月以内
- c：6ヶ月以内
- d：12ヶ月以内
- e：それ以上

◆定義
・使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度
※対象は、物価資料に掲載のあるものとする。

◆考え方等
・資材価格の単価は、物価資料により毎月更新されており、基本的には、その最新の単価を用いて積算することが求められる。

◆取り組み時点
・平成２９年９月末時点

②適切な設計変更
指標②-1:設計変更ガイドラインの策定･活用状況

◆指標分類
- a：ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
- b：設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
- c：設計変更を実施していない

◆定義
・関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

◆取り組み時点
・平成２９年９月末時点

②適切な設計変更
指標②-2:設計変更の実施工事率

◆指標分類
コリンズデータによる分析により、分類案を決定
- a：75%以上
- b：50～75%
- c：25～50%
- d：0～25%
- e：設計変更を行っていない

◆定義
・平成28年度に完了した工事(500万円以上)のうち、設計変更を行った工事(精算変更含む)の比率

◆考え方等
・全ての工事において設計変更を行う必要が必ずしもあるわけではないが、工事、金額ともに一定規模以上の工事では、現場等の条件が発注時から全く変わらないことは想定しづらい。
・このことから一定規模以上(500万円以上)の工事を対象に「設計変更の実施工事率」を指標としたい。
・なお、当該指標は設計変更の実施状況を把握するものであり、指標値100%とならなくてもよい可能性がある。
・コリンズデータを活用して、数値算出

◆取り組み時点
・平成２９年３月末時点

③施工時期等の平準化
指標③-1:平準化率

◆指標分類
コリンズデータによる分析により、分類案を決定
- a：0.9以上
- b：0.9～0.8
- c：0.8～0.7
- d：0.7～0.6
- e：0.6未満

◆定義
・平準化率：年度の平均稼働件数・金額と4～6月期の平均稼働件数・金額※との比率
対　　象：契約金額500万円以上の工事
稼働件数：当該月に工期が含まれる工事の件数
稼働金額：最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの
※4～6月期が閑散期(最も数値が低い3ヶ月間)とならない場合は、連続する3ヶ月間で最も低い平均値となる期間の値を分子とすることができる。

◆考え方等
・建設総合統計において、全国の傾向として閑散期となる４～６月期を年度の平均と比較する指標とした。
・各発注者の実施状況を統一的な指標で把握していくことが、各発注者においても有用
・発注者の負担や作業の煩雑性に考慮し、その算出にあたっては、コリンズデータを活用して、数値算出

◆取り組み時点
・平成２９年３月末時点

［福岡県］

機関種別	機関名	指標①-1：積算基準	指標①-2：単価の更新頻度	指標②-1：設計変更ガイドラインの策定活用状況	指標②-2：設計変更の実施工事率	指標③-1：平準化率（件数）	指標③-1：平準化率（金額）
福岡県	福岡県	a	a	a	a	c	c
福岡県	北九州市	a	a	a	a	d	c
福岡県	福岡市	a	b	a	b	e	d
福岡県	大牟田市	b	a	b	b	e	e
福岡県	久留米市	b	a	b	b	e	d
福岡県	直方市	b	a	b	a	d	c
福岡県	飯塚市	b	a	b	c	d	a
福岡県	田川市	a	a	b	b	a	a
福岡県	柳川市	b	a	a	b	e	e
福岡県	八女市	a	a	b	b	e	e
福岡県	筑後市	a	b	b	b	e	e
福岡県	大川市	b	a	b	b	e	e
福岡県	行橋市	b	c	b	b	e	e
福岡県	豊前市	a	c	b	c	d	d
福岡県	中間市	b	a	b	a	e	e
福岡県	小郡市	b	a	b	a	e	d
福岡県	筑紫野市	b	a	b	a	d	e
福岡県	春日市	b	b	b	b	e	e
福岡県	大野城市	b	a	b	a	e	e
福岡県	宗像市	b	a	b	b	e	e
福岡県	太宰府市	a	a	b	b	d	a
福岡県	古賀市	b	d	b	b	e	e
福岡県	福津市	a	a	b	b	e	b
福岡県	うきは市	b	a	b	c	c	b
福岡県	宮若市	b	a	b	b	e	e
福岡県	嘉麻市	a	a	b	a	c	a
福岡県	朝倉市	b	b	b	b	e	e
福岡県	みやま市	b	a	a	b	e	e
福岡県	糸島市	b	a	b	a	e	e
福岡県	那珂川町	b	b	a	b	e	e
福岡県	宇美町	b	a	b	b	b	d
福岡県	篠栗町	b	a	b	b	e	e
福岡県	志免町	b	a	b	b	d	e
福岡県	須恵町	b	a	b	b	e	a
福岡県	新宮町	b	d	b	b	e	c
福岡県	久山町	a	a	b	a	e	e
福岡県	粕屋町	b	a	a	c	e	e
福岡県	芦屋町	a	a	b	a	e	e
福岡県	水巻町	b	a	b	b	e	e
福岡県	岡垣町	b	a	b	c	e	e
福岡県	遠賀町	b	a	b	b	e	a
福岡県	小竹町	b	a	b	a	e	e
福岡県	鞍手町	b	a	b	c	e	e
福岡県	桂川町	b	b	b	a	e	e
福岡県	筑前町	a	c	b	a	e	e
福岡県	東峰村	b	c	b	b	e	e
福岡県	大刀洗町	b	a	b	b	e	e
福岡県	大木町	b	b	b	a	e	e
福岡県	広川町	b	a	b	c	e	c
福岡県	香春町	b	a	c	b	d	e

福岡県	添田町	a	a	c	b	e	e
福岡県	糸田町	b	a	b	b	b	a
福岡県	川崎町	b	b	b	c	e	e
福岡県	大任町	a	a	b	d	d	d
福岡県	赤村	a	a	b	c	e	e
福岡県	福智町	a	a	b	c	e	e
福岡県	苅田町	b	a	a	a	e	e
福岡県	みやこ町	b	a	b	b	e	d
福岡県	吉富町	a	a	b	a	e	e
福岡県	上毛町	a	a	b	a	e	e
福岡県	築上町	b	a	b	b	e	e
計	a	19	47	8	18	1	7
	b	42	8	51	32	2	2
	c	0	4	2	10	3	5
	d		2		1	9	7
	e		0		0	46	40
		61	61	61	61	61	61

［佐賀県］

機関種別	機関名	指標①-1：積算基準	指標①-2：単価の更新頻度	指標②-1：設計変更ガイドラインの策定活用状況	指標②-2：設計変更の実施工事率	指標③-1：平準化率（件数）	指標③-1：平準化率（金額）
佐賀県	佐賀県	a	a	a	b	d	d
佐賀県	佐賀市	b	a	b	b	d	b
佐賀県	唐津市	a	a	b	c	e	c
佐賀県	鳥栖市	b	a	b	d	e	e
佐賀県	多久市	b	a	b	b	e	e
佐賀県	伊万里市	a	a	a	c	e	e
佐賀県	武雄市	a	a	a	b	e	c
佐賀県	鹿島市	a	a	b	b	e	a
佐賀県	小城市	a	c	a	a	e	e
佐賀県	嬉野市	a	a	b	c	e	e
佐賀県	神埼市	a	a	c	b	e	e
佐賀県	吉野ヶ里町	a	a	a	b	e	e
佐賀県	基山町	b	a	b	c	e	e
佐賀県	上峰町	b	b	b	c	d	c
佐賀県	みやき町	a	d	b	c	e	d
佐賀県	玄海町	b	a	b	c	d	b
佐賀県	有田町	b	a	b	b	d	e
佐賀県	大町町	b	a	b	c	e	e
佐賀県	江北町	a	a	b	b	e	e
佐賀県	白石町	a	a	b	b	e	e
佐賀県	太良町	a	a	b	b	c	e
計	a	13	18	5	1	0	1
	b	8	1	15	11	0	2
	c	0	1	1	8	1	3
	d		1		1	5	2
	e		0		0	15	13
		21	21	21	21	21	21

［長崎県］

機関種別	機関名	指標①-1：積算基準	指標①-2：単価の更新頻度	指標②-1：設計変更ガイドラインの策定活用状況	指標②-2：設計変更の実施工事率	指標③-1：平準化率（件数）	指標③-1：平準化率（金額）
長崎県	長崎県	a	a	a	a	e	d
長崎県	長崎市	a	a	b	b	e	e
長崎県	佐世保市	b	a	a	b	e	e
長崎県	島原市	b	a	b	b	e	c
長崎県	諫早市	a	a	b	b	e	e
長崎県	大村市	b	a	a	b	e	d
長崎県	平戸市	a	a	b	b	d	b
長崎県	松浦市	b	a	b	a	e	e
長崎県	対馬市	b	a	b	a	d	e
長崎県	壱岐市	a	a	b	b	e	e
長崎県	五島市	b	a	b	a	e	e
長崎県	西海市	b	a	b	a	e	e
長崎県	雲仙市	a	a	b	a	e	e
長崎県	南島原市	b	a	b	a	e	e
長崎県	長与町	b	a	b	b	e	e
長崎県	時津町	b	a	b	a	e	c
長崎県	東彼杵町	b	a	b	a	c	c
長崎県	川棚町	b	a	b	b	e	e
長崎県	波佐見町	b	a	a	c	e	e
長崎県	小値賀町	b	a	b	a	e	e
長崎県	佐々町	b	a	b	b	e	a
長崎県	新上五島町	b	a	b	a	e	e
計	a	6	22	4	11	0	1
	b	16	0	18	10	0	1
	c	0	0	0	1	1	3
	d		0		0	2	2
	e		0		0	19	15
		22	22	22	22	22	22

［熊本県］

機関種別	機関名	指標①-1：積算基準	指標①-2：単価の更新頻度	指標②-1：設計変更ガイドラインの策定活用状況	指標②-2：設計変更の実施工事率	指標③-1：平準化率（件数）	指標③-1：平準化率（金額）
熊本県	熊本県	a	a	a	a	c	c
熊本県	熊本市	a	a	a	b	e	d
熊本県	八代市	a	a	b	b	e	d
熊本県	人吉市	b	a	b	b	e	e
熊本県	荒尾市	a	a	b	c	e	e
熊本県	水俣市	b	a	b	b	d	b
熊本県	玉名市	b	a	b	b	e	e
熊本県	山鹿市	b	a	b	c	e	e
熊本県	菊池市	b	a	b	b	e	c
熊本県	宇土市	b	a	b	c	e	e
熊本県	上天草市	b	a	b	b	a	a
熊本県	宇城市	a	a	a	b	e	e
熊本県	阿蘇市	b	a	b	c	e	e
熊本県	天草市	a	a	b	b	e	d
熊本県	合志市	b	a	b	b	e	e
熊本県	美里町	a	a	b	c	e	e
熊本県	玉東町	b	a	b	c	a	a
熊本県	南関町	b	a	b	b	d	e
熊本県	長洲町	b	a	b	c	c	d
熊本県	和水町	b	a	b	c	e	e
熊本県	大津町	b	a	b	b	e	e
熊本県	菊陽町	b	a	b	c	e	e
熊本県	南小国町	b	a	b	b	e	e
熊本県	小国町	a	a	b	b	c	a
熊本県	産山村	a	a	b	b	b	a
熊本県	高森町	b	a	b	b	e	e
熊本県	西原村	b	a	b	d	e	e
熊本県	南阿蘇村	b	a	b	b	e	b
熊本県	御船町	b	a	b	c	e	e
熊本県	嘉島町	b	a	b	c	e	e
熊本県	益城町	b	a	b	c	e	e
熊本県	甲佐町	a	a	b	b	e	e
熊本県	山都町	b	a	b	b	e	e
熊本県	氷川町	b	a	b	b	e	e
熊本県	芦北町	b	a	b	c	e	e
熊本県	津奈木町	b	a	b	b	e	e
熊本県	錦町	b	a	b	b	e	d
熊本県	多良木町	b	a	b	a	e	e
熊本県	湯前町	b	a	b	b	e	e
熊本県	水上村	b	a	b	b	c	c
熊本県	相良村	b	a	b	b	e	e
熊本県	五木村	b	a	b	c	a	a
熊本県	山江村	b	a	b	b	d	e
熊本県	球磨村	b	a	b	a	a	b
熊本県	あさぎり町	b	a	b	c	e	e
熊本県	苓北町	b	a	b	a	b	d
計	a	10	46	3	4	4	5
	b	36	0	43	26	2	3
	c	0	0	0	15	4	3
	d		0		1	3	6
	e		0		0	33	29
		46	46	46	46	46	46

［大分県］

機関種別	機関名	指標①-1：積算基準	指標①-2：単価の更新頻度	指標②-1：設計変更ガイドラインの策定活用状況	指標②-2：設計変更の実施工事率	指標③-1：平準化率（件数）	指標③-1：平準化率（金額）
大分県	大分県	a	a	a	a	d	d
大分県	大分市	a	a	a	b	e	d
大分県	別府市	a	a	a	c	e	e
大分県	中津市	b	a	b	a	e	e
大分県	日田市	a	a	a	b	e	e
大分県	佐伯市	a	a	b	a	e	e
大分県	臼杵市	b	a	b	b	d	e
大分県	津久見市	b	a	a	b	e	b
大分県	竹田市	a	a	b	a	e	e
大分県	豊後高田市	b	a	b	b	a	a
大分県	杵築市	b	a	b	b	e	e
大分県	宇佐市	b	a	a	b	e	e
大分県	豊後大野市	a	a	b	b	e	e
大分県	由布市	b	a	b	b	e	d
大分県	国東市	b	a	b	b	e	e
大分県	姫島村	b	a	b	d	e	e
大分県	日出町	b	a	b	b	c	c
大分県	九重町	b	a	a	b	e	e
大分県	玖珠町	b	a	b	a	e	e
計	a	7	19	7	5	1	1
	b	12	0	12	12	0	1
	c	0	0	0	1	1	1
	d		0		1	2	3
	e		0		0	15	13
		19	19	19	19	19	19

［宮崎県］

機関種別	機関名	指標①-1：積算基準	指標①-2：単価の更新頻度	指標②-1：設計変更ガイドラインの策定活用状況	指標②-2：設計変更の実施工事率	指標③-1：平準化率（件数）	指標③-1：平準化率（金額）
宮崎県	宮崎県	a	a	a	a	d	d
宮崎県	宮崎市	a	a	b	b	e	e
宮崎県	都城市	a	a	b	a	e	e
宮崎県	延岡市	a	a	a	b	e	c
宮崎県	日南市	a	a	b	b	e	e
宮崎県	小林市	a	a	a	a	e	d
宮崎県	日向市	a	a	b	b	e	d
宮崎県	串間市	a	a	b	c	d	c
宮崎県	西都市	a	a	b	b	e	e
宮崎県	えびの市	a	a	b	b	e	e
宮崎県	三股町	a	a	b	c	e	e
宮崎県	高原町	a	a	b	b	e	e
宮崎県	国富町	a	a	b	b	e	b
宮崎県	綾町	a	a	b	c	e	e
宮崎県	高鍋町	a	a	b	c	a	b
宮崎県	新富町	a	a	b	b	e	e
宮崎県	西米良村	a	a	b	d	e	e
宮崎県	木城町	a	a	b	b	e	e
宮崎県	川南町	a	a	b	b	e	e
宮崎県	都農町	a	a	b	b	e	e
宮崎県	門川町	a	a	b	b	e	e
宮崎県	諸塚村	a	a	b	b	e	e
宮崎県	椎葉村	a	a	b	b	a	a
宮崎県	美郷町	a	a	b	b	e	e
宮崎県	高千穂町	a	a	b	b	d	b
宮崎県	日之影町	a	a	b	b	e	e
宮崎県	五ヶ瀬町	a	a	b	c	e	e
計	a	27	27	3	3	2	1
	b	0	0	24	18	0	3
	c	0	0	0	5	0	2
	d		0		1	3	3
	e		0		0	22	18
		27	27	27	27	27	27

［鹿児島県］

機関種別	機関名	指標①-1：積算基準	指標①-2：単価の更新頻度	指標②-1：設計変更ガイドラインの策定活用状況	指標②-2：設計変更の実施工事率	指標③-1：平準化率（件数）	指標③-1：平準化率（金額）
鹿児島県	鹿児島県	a	a	a	b	e	e
鹿児島県	鹿児島市	b	a	a	b	e	d
鹿児島県	鹿屋市	b	d	b	c	e	e
鹿児島県	枕崎市	b	a	b	c	e	e
鹿児島県	阿久根市	a	a	b	a	e	e
鹿児島県	出水市	a	a	a	b	d	a
鹿児島県	指宿市	b	b	a	c	d	e
鹿児島県	西之表市	a	a	b	b	e	e
鹿児島県	垂水市	a	a	b	d	e	e
鹿児島県	薩摩川内市	b	a	a	a	c	d
鹿児島県	日置市	b	b	a	c	c	c
鹿児島県	曽於市	b	a	b	c	e	e
鹿児島県	霧島市	b	b	b	c	e	e
鹿児島県	いちき串木野市	b	a	b	c	e	d
鹿児島県	南さつま市	b	a	a	b	e	d
鹿児島県	志布志市	b	a	a	b	e	e
鹿児島県	奄美市	b	a	b	b	d	d
鹿児島県	南九州市	b	b	b	c	e	e
鹿児島県	伊佐市	b	b	b	c	e	d
鹿児島県	姶良市	a	a	a	b	e	e
鹿児島県	三島村	b	b	b	b	e	c
鹿児島県	十島村	b	a	b	a	d	c
鹿児島県	さつま町	b	a	a	c	e	e
鹿児島県	長島町	b	a	b	c	e	e
鹿児島県	湧水町	b	a	b	c	e	e
鹿児島県	大崎町	a	a	a	b	e	e
鹿児島県	東串良町	b	b	b	b	e	e
鹿児島県	錦江町	b	a	b	c	e	e
鹿児島県	南大隅町	b	a	b	b	d	e
鹿児島県	肝付町	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	中種子町	b	a	b	b	e	c
鹿児島県	南種子町	a	a	b	c	e	e
鹿児島県	屋久島町	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	大和村	b	b	b	c	e	e
鹿児島県	宇検村	a	a	b	c	e	e
鹿児島県	瀬戸内町	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	龍郷町	b	b	b	a	e	d
鹿児島県	喜界町	a	a	b	b	e	e
鹿児島県	徳之島町	b	a	b	d	e	e
鹿児島県	天城町	b	b	c	d	d	c
鹿児島県	伊仙町	b	a	b	c	e	e
鹿児島県	和泊町	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	知名町	b	a	b	b	d	c
鹿児島県	与論町	b	a	b	c	e	c
計	a	10	33	11	4	0	1
	b	34	10	32	19	0	0
	c	0	0	1	18	2	7
	d		1		3	7	7
	e		0		0	35	29
		44	44	44	44	44	44

［国、法人等］

機関種別	機関名	指標①-1：積算基準	指標①-2：単価の更新頻度	指標②-1：設計変更ガイドラインの策定活用状況	指標②-2：設計変更の実施工事率	指標③-1：平準化率（件数）	指標③-1：平準化率（金額）
国	国土交通省　九州地方整備局	a	a	a	a	c	c
国	警察庁　九州管区警察局	a	a	b	c	e	e
国	財務省　九州財務局	b	a	a	d	e	e
国	財務省　福岡財務支局	a	a	b	c	e	e
国	財務省　門司税関	b	a	b	e	e	e
国	財務省　長崎税関	b	a	b	e	e	e
国	財務省　国税庁　福岡国税局	b	d	b	e	e	e
国	財務省　国税庁　熊本国税局	a	a	b	d	e	e
国	農林水産省　九州農政局	a	a	a	a	d	d
国	農林水産省　林野庁 九州森林管理局	a	a	a	a	e	e
国	経済産業省　九州経済産業局	発注無し	発注無し	発注無し	発注無し	発注無し	発注無し
国	国土交通省　九州運輸局	b	a	a	e	e	e
国	国土交通省　海上保安庁 第七管区海上保安本部	b	a	b	c	e	e
国	国土交通省　海上保安庁 第十管区海上保安本部	a	d	b	c	e	e
国	環境省 九州地方環境事務所	a	a	a	b	e	e
国	防衛省　九州防衛局	a	a	a	a	c	e
国	福岡高等裁判所	a	a	b	a	e	e
法人等	西日本高速道路(株) 九州支社	a	b	a	a	a	b
法人等	(独)国立文化財機構 九州国立博物館	a	d	b	e	e	e
法人等	(独)鉄道・運輸機構 九州新幹線建設局	a	a	a	a	a	a
法人等	(独)都市再生機構 九州支社	a	a	b	b	c	d
法人等	(独)水資源機構 筑後川局	a	a	a	a	b	d
法人等	(独)石油天然ガス・金属鉱物 資源機構　九州支部	a	a	b	c	b	b
計	a	16	18	10	8	2	1
	b	6	1	12	2	2	2
	c	0	0	0	5	3	1
	d		3		2	1	3
	e		0		5	14	15
		22	22	22	22	22	22
発注無し		1	1	1	1	1	1

■ 全国統一指標の取り組みにおける九州ブロックの目標設定（案）

指標分類	九州ブロック方針	九州ブロック目標（中期）	平成３０年度達成目標
《指標①－１》 **最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積もり等の活用）** ａ：最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領※を整備し活用 ｂ：最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領※は整備していない ｃ：その他 （※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む）	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）において『最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領が未整備（指標値ｂ）』が約６割あり、各発注機関の実情を踏まえ、引き続き基準範囲外の場合の要領の整備について推進を図る。	５ヶ年で九州ブロックにおける指標値ａの100%達成を目指す。	各県で指標値ａの値を10%以上改善し、九州ブロックにおける指標値ａの50%達成を目指す。
《指標①－２》 **単価の更新頻度** ａ：最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当) ｂ：３ヶ月以内 ｃ：６ヶ月以内 ｄ：１２ヶ月以内 ｅ：それ以上	６ヶ月以上単価を見直していない発注機関もあり、各発注機関の実情を踏まえ、最新単価を用いて積算ができるよう推進を図る。	５ヶ年で九州ブロックにおける指標値ａの100%達成を目指す。	最新単価を適用できていない県で指標値ａの値を５%以上改善し、九州ブロックにおける指標値ａの90%達成を目指す。
《指標②－１》 **設計変更ガイドラインの策定・活用状況** ａ：ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 ｂ：設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 ｃ：設計変更を実施していない	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で設計変更ガイドラインを策定し、これに基づき適切な設計変更を行うように改善を図る。	５ヶ年で九州ブロックにおける指標値ａの100%達成を目指す。	各県で指標値ａの値を10%以上改善し、九州ブロックにおける指標値ａの30%達成を目指す。
《指標②－２》 **設計変更の実施工事率** ａ：７５%以上　ｂ：５０～７５% ｃ：２５～５０%　ｄ：０～２５% ｅ：設計変更を行っていない			
《指標③》 **平準化率（件数・金額）** ａ：０．９以上　ｂ：０．９～０．８ ｃ：０．８～０．７　ｄ：０．７～０．６ ｅ：０．６未満	各発注機関において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の施工時期等の平準化を推進する。 ①計画的な発注の推進（早期発注や債務負担行為の適切な活用） ②適切な工期の設定 ③余裕期間の設定 ④工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応	５ヶ年で平準化率（件数、金額）が0.6未満（指標値 e）の発注機関の割合の半減を目指すとともに、より一層の施工時期の平準化を推進する。	

■ 全国統一指標①　適切な予定価格の設定

《指標①－１》
最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積もり等の活用）

◆定　義

・最新の積算基準：1年※以内に更新されている積算基準（※営繕の場合は2年）

・基準対象外（小規模施工など）の際の対応状況：見積り等により積算する要領を整備し運用しているか否か

◆考え方等

・積算基準とは、その適用範囲が定められており、適用範囲外もしくは適用範囲内であるが積算額が合わず、不調・不落が発生している歩掛かりについては見積もり等を活用し、適切な予定価格を設定する必要がある。

◆指標分類

ａ：最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領※を整備し活用

ｂ：最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領※は整備していない

ｃ：その他

（※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む）

九州ブロック方針

全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）において『最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領が未整備（指標値ｂ）』が約６割あり、各発注機関の実情を踏まえ、引き続き基準範囲外の場合の要領の整備について推進を図る。

■ 全国統一指標①　適切な予定価格の設定

◆国、法人等

・積算基準適用範囲外の場合の要領（見積もり等により積算する要領等）を整備していない発注機関は約３割（６機関／２２機関）。

◆県、政令指定都市

・全ての県、政令市で最新の積算基準を適用。基準範囲外の要領も整備している。

◆市町村

・積算基準適用範囲外の場合の要領（見積もり等により積算する要領等）を整備していない発注機関は約６割（１４８機関／２３０機関）。

・県により、指標値ａの達成率に差がある。

指標①－1：最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積もり等の活用）

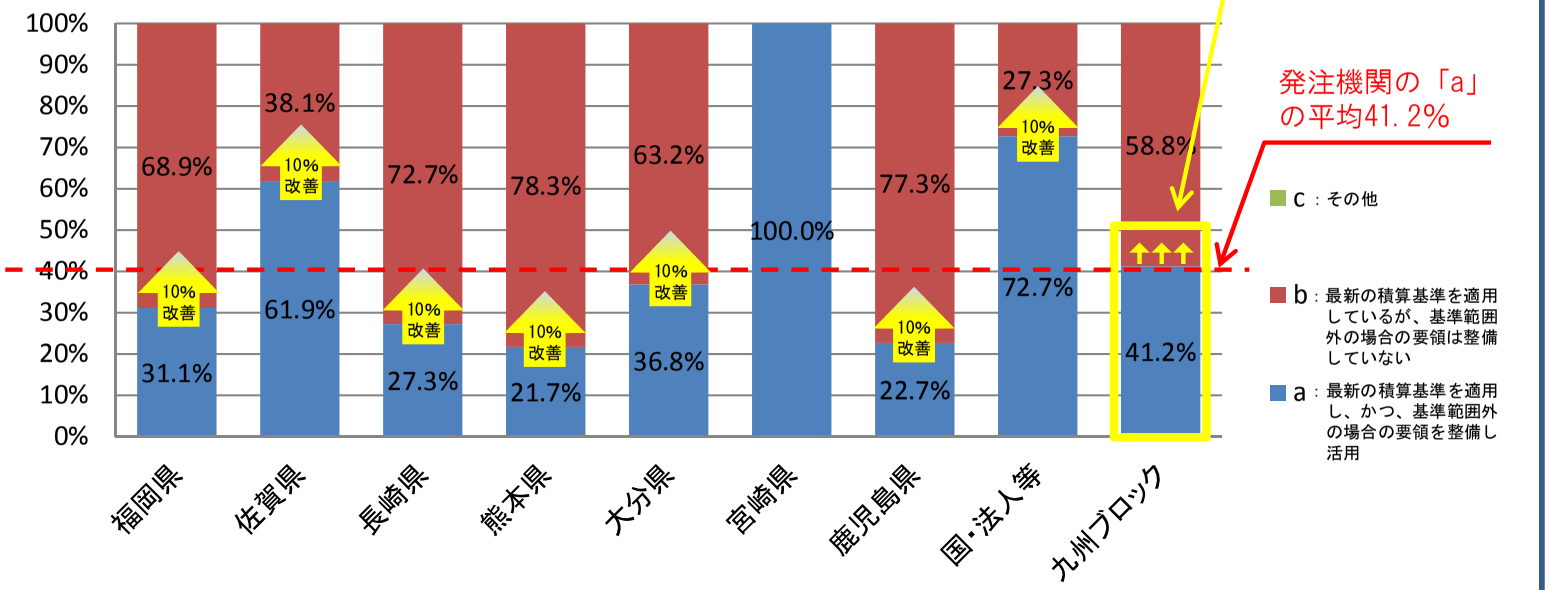

※対象機関：262機関（沖縄県、沖縄総合開発事務局並びに発注無しの機関を除く）

九州ブロック目標（中期）

５ヶ年で九州ブロックにおける指標値ａの100%達成を目指す。

平成30年度達成目標

各県で指標値ａの値を10%以上改善し、九州ブロックにおける指標値ａの50%達成を目指す。

■ 全国統一指標①　適切な予定価格の設定

《指標①－２》
単価の更新頻度

◆定　義

・使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度
※対象は、物価資料に掲載のあるものとする。

◆考え方等

・資材価格の単価は、物価資料により毎月更新されており、基本的には、その最新の単価を用いて積算することが求められる。

◆指標分類

ａ：最新単価（1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当）
ｂ：３ヶ月以内
ｃ：６ヶ月以内
ｄ：１２ヶ月以内
ｅ：それ以上

九州ブロック方針

６ヶ月以上単価を見直していない発注機関もあり、各発注機関の実情を踏まえ、最新単価を用いて積算ができるよう推進を図る。

■ 全国統一指標①　適切な予定価格の設定

◆国、法人等

・６ヶ月以上単価を見直していない発注機関（指標値ｄ、ｅ）は約１割（３機関／２２機関）。

◆県、政令指定都市

・３ヶ月以内ではあるが最新単価へ見直していない発注機関（指標値ｂ）は約１割（１機関／１０機関）。

◆市町村

・６ヶ月以上単価を見直していない発注機関（指標値ｄ、ｅ）は約２％（４機関／２３０機関）。

・県内全ての市町村で最新単価を適用（指標値ａ）しているところもある。

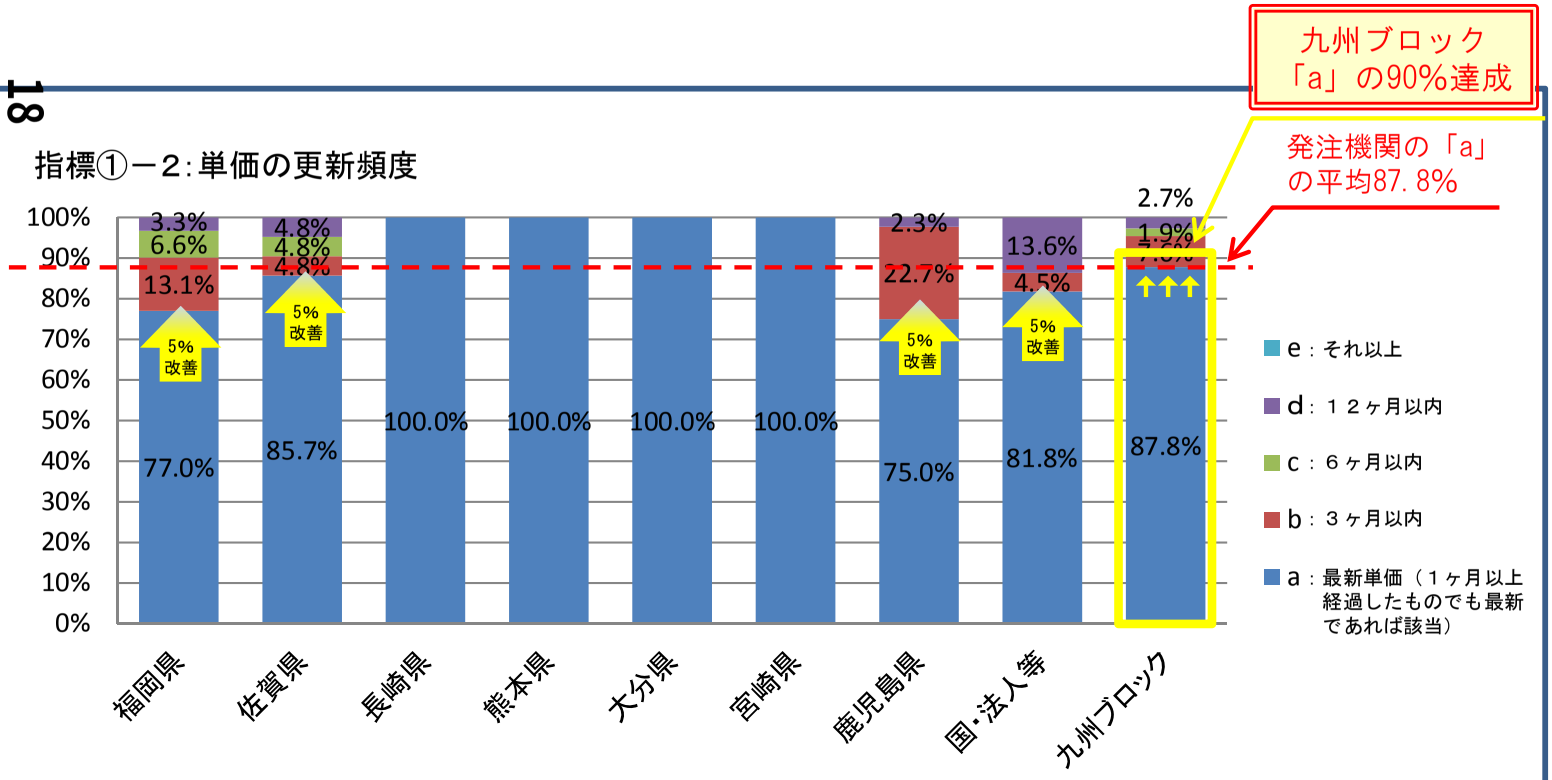

※対象機関：262機関（沖縄県、沖縄総合開発事務局並びに発注無しの機関を除く）

九州ブロック目標（中期）

５ヶ年で九州ブロックにおける指標値ａの100%達成を目指す。

平成30年度達成目標

最新単価を適用できていない県で指標値ａの値を５％以上改善し、九州ブロックにおける指標値ａの90%達成を目指す。

■ 全国統一指標②　適切な設計変更

《指標②－１》
設計変更ガイドラインの策定・活用状況

◆定　義

・関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

◆指標分類

ａ：ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施

ｂ：設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施

ｃ：設計変更を実施していない

九州ブロック方針

全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で設計変更ガイドラインを策定し、これに基づき適切な設計変更を行うように改善を図る。

■ 全国統一指標②　適切な設計変更

◆国、法人等

・ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝを設定していないが設計変更を実施している発注機関は約５割（１２機関／２２機関）。

◆県、政令指定都市

・全ての県、政令市でガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している。

◆市町村

・設計変更を実施していない発注機関は４機関。

・ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝを設定していないが設計変更を実施している発注機関は約８割（１９５機関／２３０機関）。

指標②－１：設計変更ガイドラインの策定・活用状況

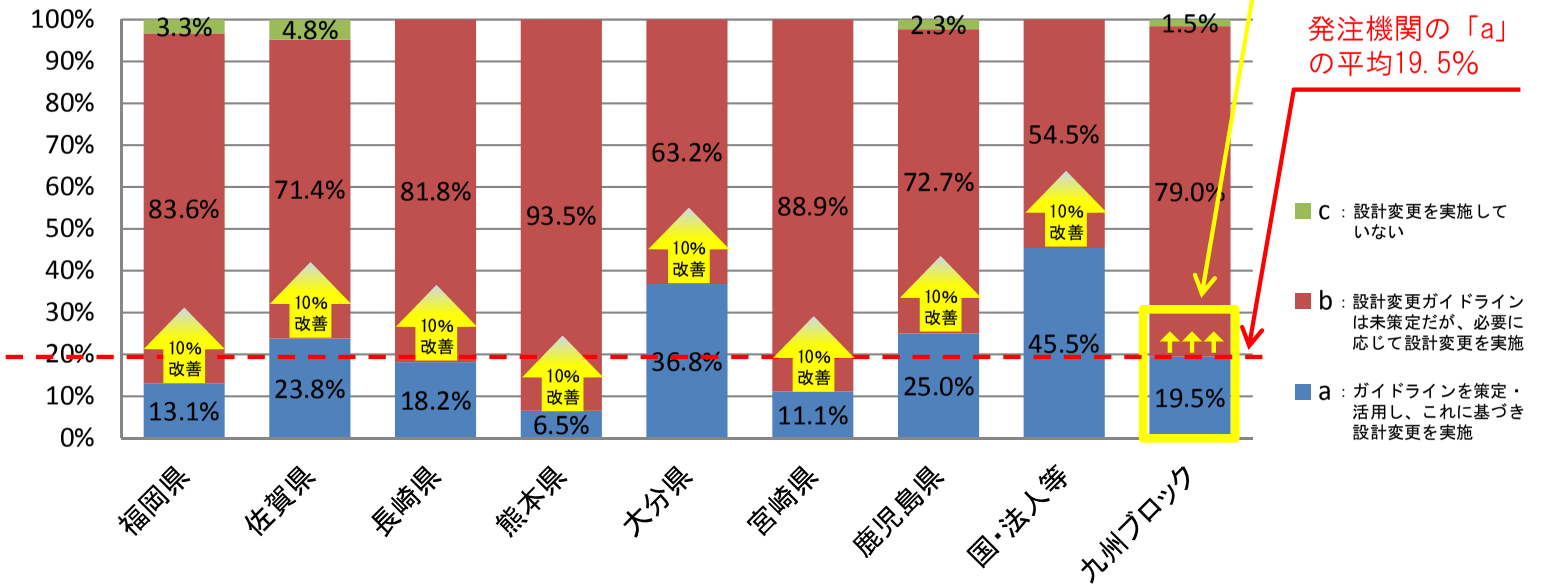

九州ブロック「a」の30%達成

発注機関の「a」の平均19.5%

※対象機関：262機関（沖縄県、沖縄総合開発事務局並びに発注無しの機関を除く）

九州ブロック目標（中期）

５ヶ年で九州ブロックにおける指標値ａの100%達成を目指す。

平成30年度達成目標

各県で指標値ａの値を10%以上改善し、九州ブロックにおける指標値ａの30%達成を目指す。

■ 全国統一指標②　適切な設計変更

《指標②－２》
設計変更の実施工事率

◆定　義

・平成28年度に完了した工事(500万円以上)のうち、設計変更を行った工事(精算変更含む)の比率

◆考え方等

・全ての工事において設計変更を行う必要が必ずしもあるわけではないが、工事、金額ともに一定規模以上の工事では、現場等の条件が発注時から全く変わらないことは想定しづらい。

・このことから一定規模以上(500万円以上)の工事を対象に「設計変更の実施工事率」を指標としたい。

・なお、当該指標は設計変更の実施状況を把握するものであり、指標値100%とならなくてもよい可能性がある。

・コリンズデータを活用して、数値算出。

◆指標分類

ａ：７５％以上　　ｂ：５０～７５％

ｃ：２５～５０％　　ｄ：０～２５％

ｅ：設計変更を行っていない

九州ブロック方針

全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で設計変更ガイドラインを策定し、これに基づき適切な設計変更を行うように改善を図る。

■ 全国統一指標②　適切な設計変更

◆国、法人等

・設計変更を実施していない発注機関（指標値ｅ）は約２割（５機関／２２機関）。

・設計変更実施率が７５％以上の発注機関（指標値ａ）は約４割（８機関／２２機関）。

◆県、政令指定都市

・全ての県、政令指定都市で設計変更は行っている。

・設計変更実施率が７５％以上の発注機関（指標値ａ）は約６割（６機関／１０機関）。

◆市町村

・全ての市町村で設計変更は行っている。

・設計変更実施率が７５％以上の発注機関（指標値ａ）は約２割（４０機関／２３０機関）。

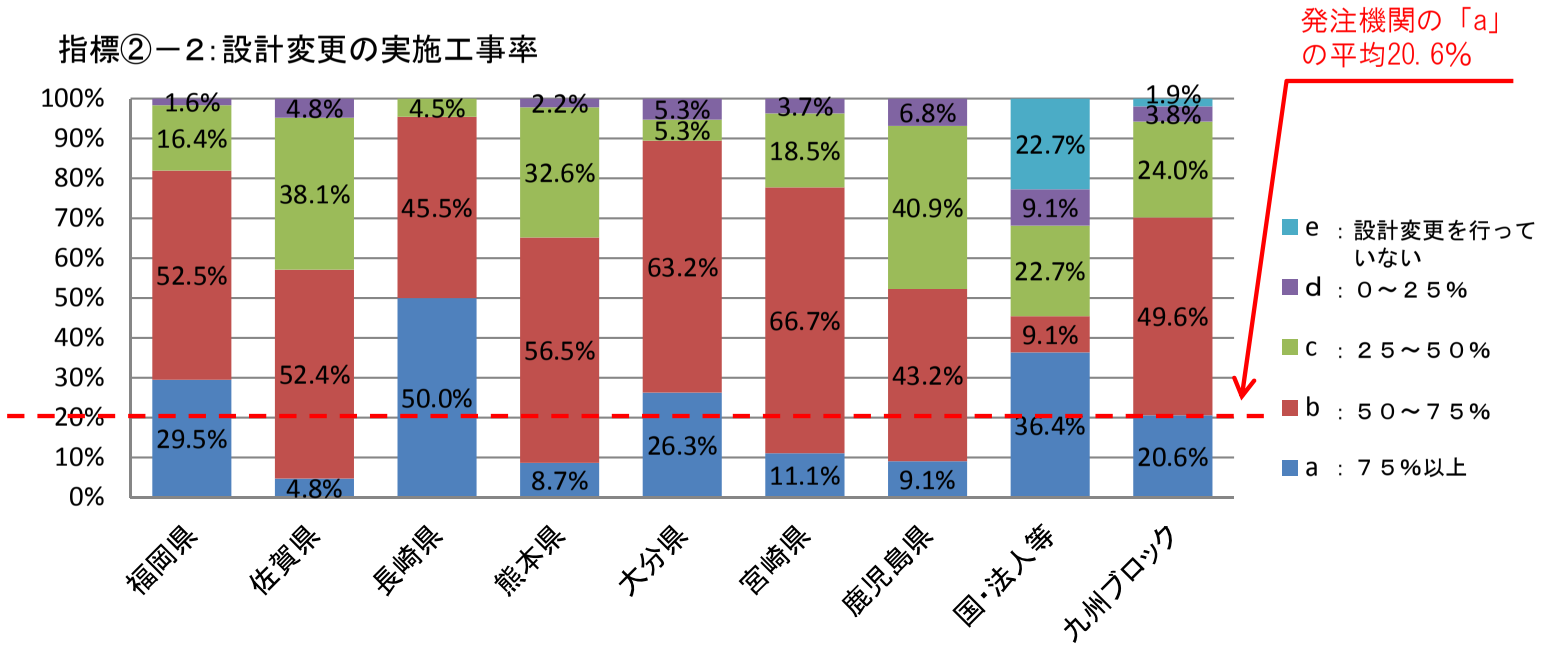

※対象機関：262機関（沖縄県、沖縄総合開発事務局並びに発注無しの機関を除く）

■ 全国統一指標③　施工時期の平準化

《指標③》
平準化率（件数・金額）

◆定　義

・平準化率：年度の平均稼働件数・金額と4～6月期の平均稼働件数・金額※との比率

対　　象：契約金額500万円以上の工事

稼働件数：当該月に工期が含まれる工事の件数

稼働金額：最終契約金額（工期中のものは当初契約金額）を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

※４～６月期が閑散期（最も数値が低い３ヶ月間）とならない場合は、連続する３ヶ月間で最も低い平均値となる期間の値を分子とすることができる。

◆考え方等

・建設総合統計において、全国の傾向として閑散期となる４～６月期を年度の平均と比較する指標とした。

・各発注者の実施状況を統一的な指標で把握していくことが、各発注者においても有用。

・発注者の負担や作業の煩雑性に考慮し、その算出にあたっては、コリンズデータを活用して、数値算出。

◆指標分類

ａ：０．９以上　　ｂ：０．９～０．８

ｃ：０．８～０．７　　ｄ：０．７～０．６

ｅ：０．６未満

■ 全国統一指標③　施工時期の平準化

◆平準化率算出のイメージ

※対象機関：262機関（沖縄県、沖縄総合事務局並びに発注無しの機関を除く）

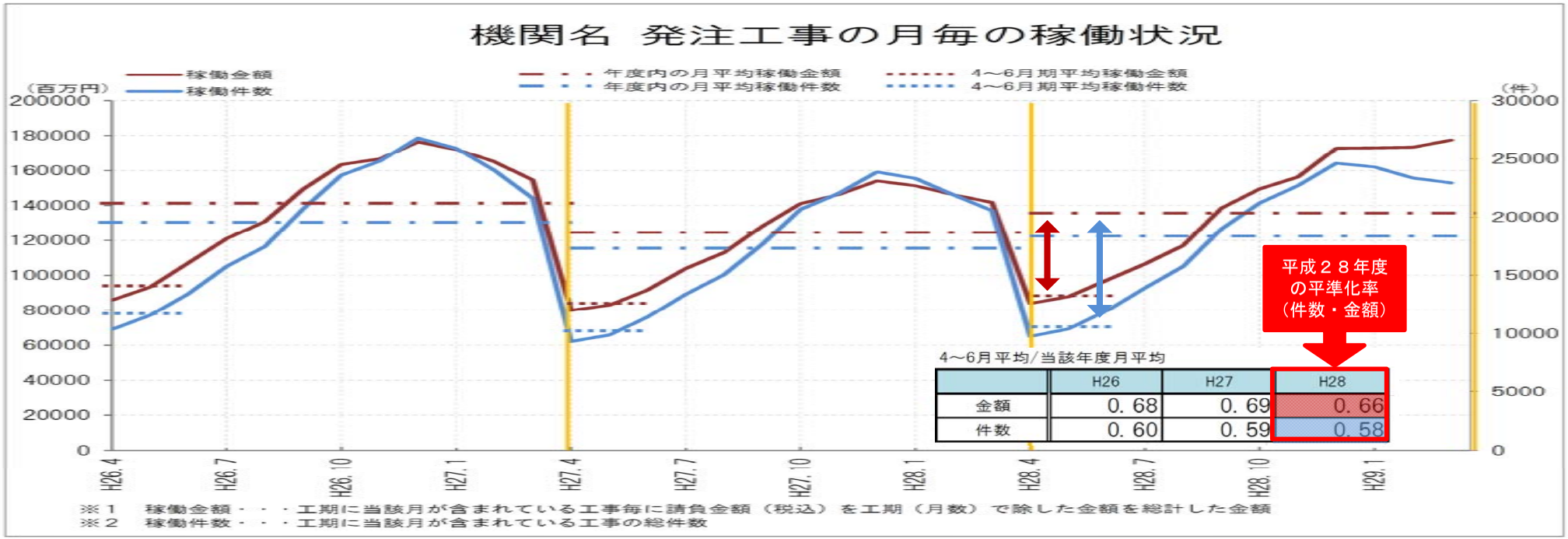

	H26	H27	H28
金額	0. 68	0. 69	0. 66
件数	0. 60	0. 59	0. 58

平準化率（件数）＝ $\frac{\text{4～6月期月平均稼働件数}}{\text{年度内の月平均稼働件数}}$ ＝0．58《指標値ｅ》

平準化率（金額）＝ $\frac{\text{4～6月期月平均稼働金額}}{\text{年度内の月平均稼働金額}}$ ＝0．66《指標値ｄ》

九州ブロック方針

各発注機関において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の施工時期等の平準化を推進する。

①計画的な発注の推進（早期発注や債務負担行為の適切な活用）　②適切な工期の設定

③余裕期間の設定　④工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応

■ 全国統一指標③　施工時期の平準化

平準化率（件数）

◆国、法人等

・平準化率が０．９以上の発注機関（指標値ａ）は約１割（２機関／２２機関）。

・平準化率が０．６未満の発注機関（指標値ｅ）は約６割（１４機関／２２機関）。

◆県、政令指定都市

・平準化率が０．６未満の発注機関（指標値ｅ）は約４割（４機関／１０機関）。

◆市町村

・平準化率が０．９以上の発注機関（指標値ａ）は約３％（８機関／２３０機関）。

・平準化率が０．６未満の発注機関（指標値ｅ）は約８割（１８１機関／２３０機関）。

平準化率（金額）

◆国、法人等

・平準化率が０．９以上の発注機関（指標値ａ）は約５％（１機関／２２機関）。

・平準化率が０．６未満の発注機関（指標値ｅ）は約７割（１５機関／２２機関）。

◆県、政令指定都市

・平準化率が０．６未満の発注機関（指標値ｅ）は約１割（１機関／１０機関）。

◆市町村

・平準化率が０．９以上の発注機関（指標値ａ）は約１割（１７機関／２３０機関）。

・平準化率が０．６未満の発注機関（指標値ｅ）は約７割（１５６機関／２３０機関）。

■ 全国統一指標③　施工時期の平準化

指標③－１：平準化率（件数）

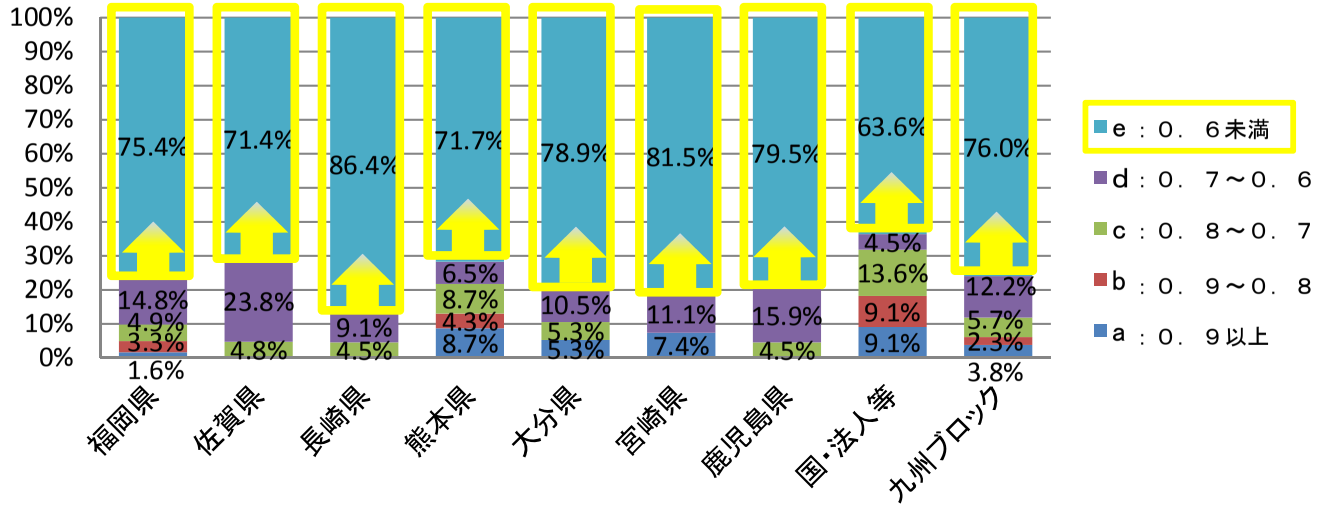

※対象機関：262機関（沖縄県、沖縄総合開発事務局並びに発注無しの機関を除く）

指標③－１：平準化率（金額）

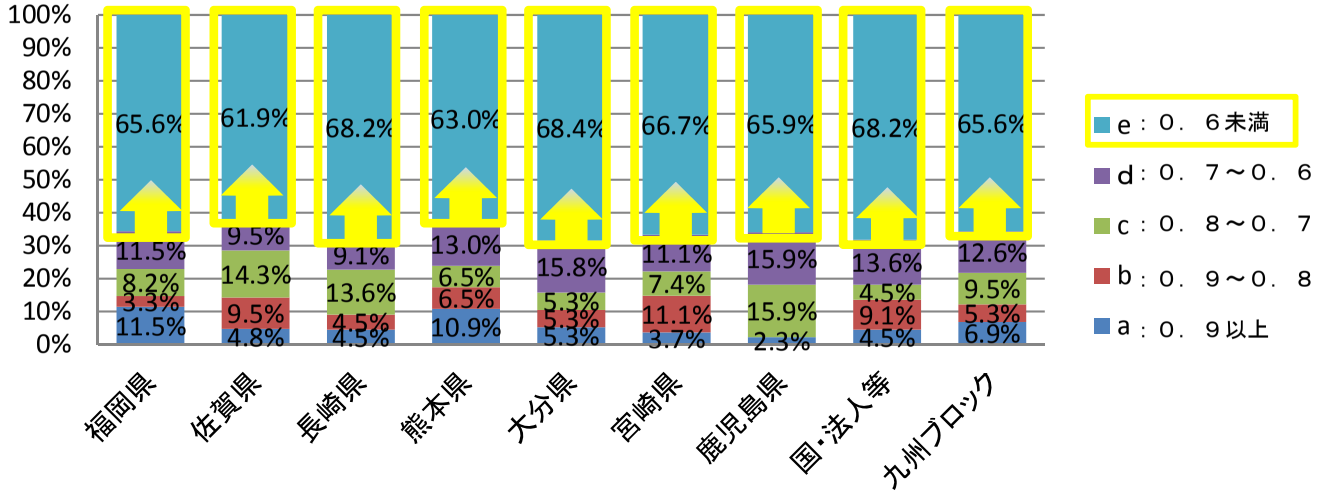

※対象機関：262機関（沖縄県、沖縄総合開発事務局並びに発注無しの機関を除く）

九州ブロック目標（中期）

５ヶ年で平準化率（件数、金額）が0.6未満（指標値 e）の発注機関の割合の半減を目指すとともに、より一層の施工時期の平準化を推進する。

■ 全国統一指標③　施工時期の平準化

総行行第４１号
国土入企第１７号
平成２８年２月１７日

各都道府県総務部長・土木部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長・土木局長
各指定都市議会事務局長　殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について

施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、これまで「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成２６年１０月２２日付け総行行第２３１号・国土入企第１４号）や「公共工事の円滑な施工確保について」（平成２８年１月２２日付け総行行第１９号・国土入企第１５号）等で債務負担行為の活用などにより取り組むよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第２０条第２項に基づき要請してきたところです。

既に一部の地方公共団体においては債務負担行為の活用などによる施工時期等の平準化に取り組まれているところですが、各地方公共団体におかれましては、下記の措置を講ずるなどにより、より一層の施工時期等の平準化に取り組んでいただくようお願いします。

なお、国土交通省においては、これまで単年度で要求することとしてきた一部の工事について国庫債務負担行為により２箇年契約とすることに加え、別添１及び別添２のとおり施工時期等の平準化に向けて計画的な事業執行に取り組むこととしておりますので、参考にして下さい。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をよろしくお願いします。

記

１．計画的な発注の推進

年度当初に事業が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、早期発注や債務負担行為の適切な活用により、計画的な発注に努めること。

なお、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関しては、地方公共団体において過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができるところであり、契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定して事業を実施することも可能であること。

２．適切な工期の設定

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、特に以下に留意の上、工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定すること。

（１）同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込むこと。
（２）降雪期については、作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より長期になることから、必要な日数を見込むこと。
（３）年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込むこと。

３．余裕期間の設定

余裕期間については、柔軟な工期の設定等を通じて建設資材や建設労働者などの確保に資するものであり、工事の性格等を踏まえて適切に設定すること。

４．工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応

（１）複数年度にわたる工期や業務の履行期間を設定する必要がある場合は、債務負担行為等を適切に活用すること。
（２）工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じたことから、適切な工期を設定した結果、年度内に支出が終わらない場合には、繰越制度を適切に活用すること。

九州ブロックにおける発注情報の一元化について

【これまで】

○発注機関の多くはインターネットで発注見通しを公表。
○公表は、発注機関毎（各地域の局・事務所単位）で実施。
○公表内容・公表（更新）時期も発注機関で異なっている。

【九州ブロックでの取り組み】

○熊本県では、熊本地震等復旧・復興工事情報連絡会議において、各発注機関の発注見通しの全容が把握できるよう「発注見通しの一元化」を図り公表する取組を実施。【H29.1.20】
○九州ブロックでは、九州ブロック発注者協議会において、各発注機関の発注見通しの全容が把握できるように、平成29年度より「発注見通しの一元化」を実施。【H29.4.25 ～】

【一元化の取り組みの効果】

○九州ブロックにおける発注情報の閲覧・検索をスムーズに行えるようになる。
○建設業者による技術者や技能者の計画的な配置や資機材の円滑な調達に役立つことが期待される。

【一元化の取り組みの対象となる機関の追加】

○平成29年度第１四半期 ～ **《263機関》**
『九州ブロック発注者協議会の構成員』『県部会に参画する市町村』
○平成29年度第４四半期 ～ **《265機関》**
『九州ブロック発注者協議会の構成員』『県部会に参画する市町村』
『国土交通省大阪航空局』『農林水産省水産庁』（新たに追加：２機関）

【掲載機関の推移】

一元化の対象として
新たに２機関追加
（263機関⇒265機関）

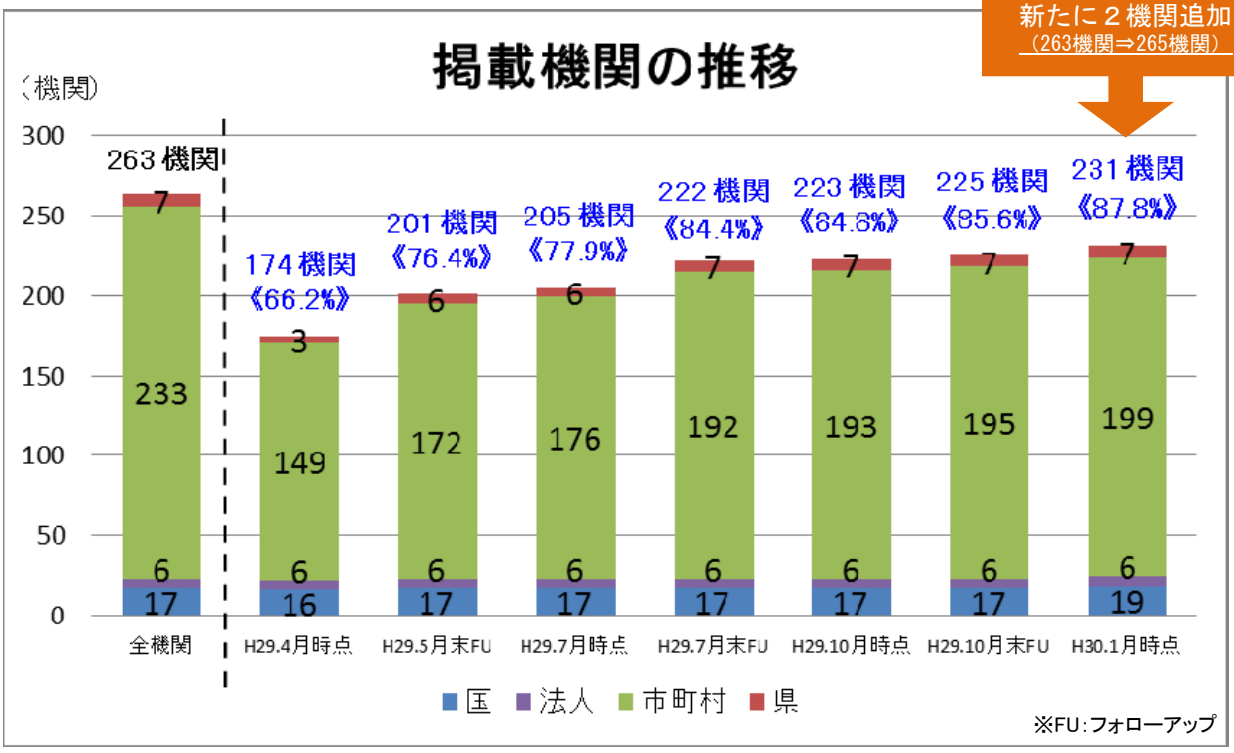

【掲載機関について】

	掲載機関数	発注情報の一元化　掲載機関
平成29年4月時点	174	国　：１６機関／１９機関 法人等：　６機関／　６機関 福岡県：４１機関／６１機関 佐賀県：２１機関／２１機関 長崎県：１８機関／２２機関 熊本県：４４機関／４６機関 大分県：　０機関／１９機関 宮崎県：２７機関／２７機関 鹿児島県：１機関／４４機関
平成29年5月末時点FU	201	（新規参画機関） 財務省国税庁熊本国税局、福岡県、筑紫野市、糸島市 遠賀町、添田町、みやこ町、吉富町、長崎県、諫早市、 川棚町、波佐見町、高森町、あさぎり町、鹿児島県、 鹿児島市、南さつま市、南九州市、出水市、霧島市、 垂水市、南大隅町、屋久島町、瀬戸内町、龍郷町、 和泊町、知名町
平成29年7月時点	205	（新規参画機関） 嘉麻市、日置市、指宿市、伊佐市
平成29年7月末時点FU	222	（新規参画機関） 大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、臼杵市、 津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、 豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、 九重町
平成29年10月時点	223	（新規参画機関） いちき串木野市、西之表市、（▲嘉麻市）
平成29年10月末時点FU	225	（新規参画機関） 佐伯市、玖珠町
平成30年1月時点	231	（新規参画機関） 国土交通省大阪航空局、農林水産省水産庁、東峰村、 さつま町、湧水町、宇検村

※FU：フォローアップ

総合評価落札方式の実施状況（平成29年9月末時点）

◆全工事件数（※随意契約を除く）のうち、総合評価適用工事の割合

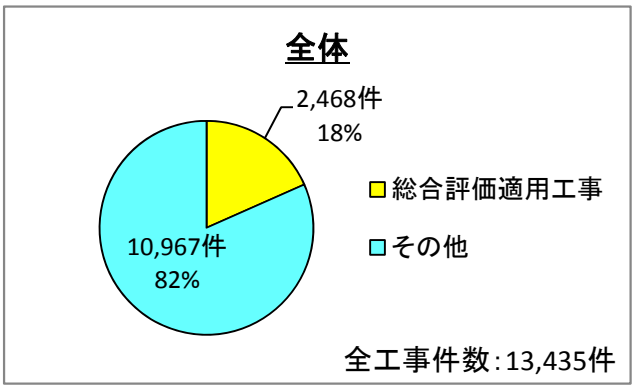

発注※機関	平成29年9月末時点	
	全工事（件）	総合評価適用工事（件）
国	975件	860件
法人等	115件	69件
県	7,750件	1,162件
市	4,595件	377件
全体	13,435件	2,468件

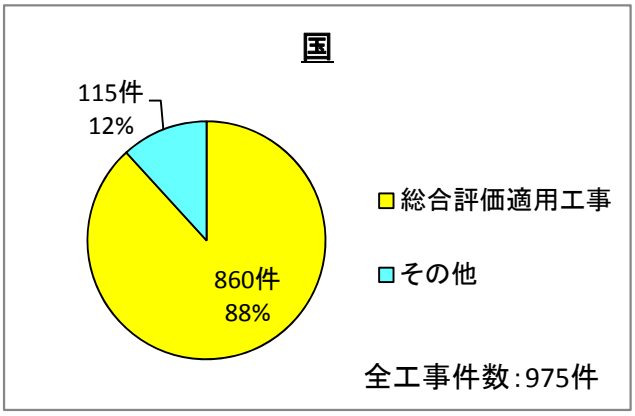

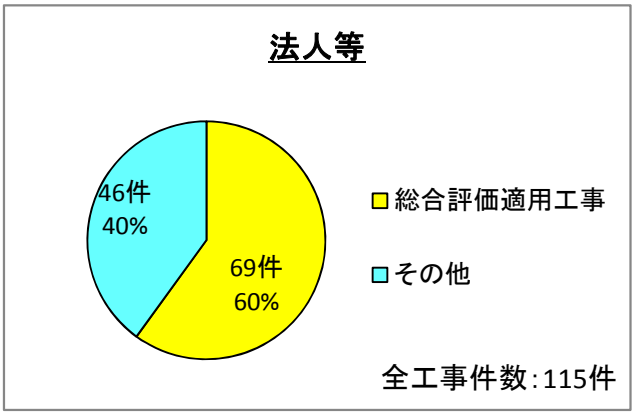

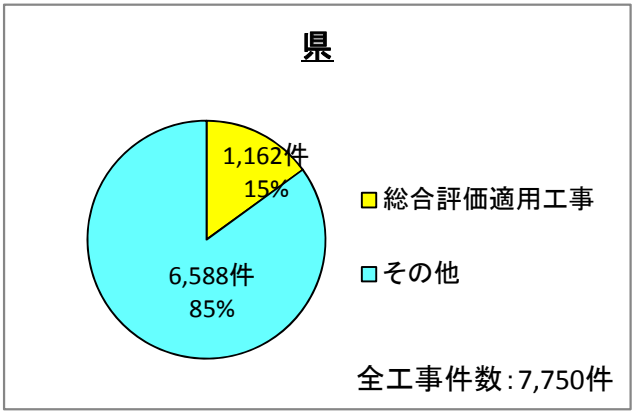

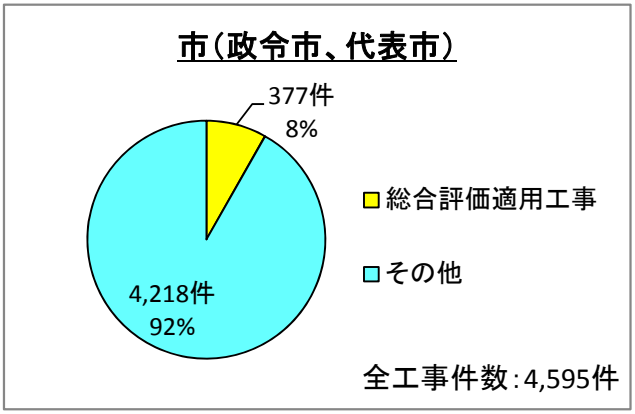

※発注機関について

国　：　警察庁九州管区警察局、財務省九州財務局、福岡財務支局、門司税関、長崎税関、国税庁福岡国税局、国税庁熊本国税局、農林水産省九州農政局、林野庁九州森林管理局、経済産業省九州経済産業局、国土交通省九州地方整備局、九州運輸局、海上保安庁第七管区海上保安本部、海上保安庁第十管区海上保安本部環境省九州地方環境事務所、防衛省九州防衛局、福岡高等裁判所

法人等：　西日本高速道路株式会社九州支社、（独）国立文化財機構九州国立博物館、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独）都市再生機構九州支社、（独）水資源機構、（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構

市　：　北九州市、福岡市、熊本市、久留米市佐賀市、長崎市、八代市、大分市、宮崎市、薩摩川内市、鹿児島市（九州ブロック発注者協議会の構成員となっている政令市、代表市）

◆公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26年6月4日 改正）より抜粋

（基本理念）

第3条

2　公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

参考資料

「公共工事の入札方式の概要」及び「総合評価落札方式の実施状況」一覧

平成29年9月30日現在

発注機関	公共工事の入札方式の概要 平成29年4月1日現在の「入札方式」の概要	※随意契約を除く、全ての工事発注件数 平成28年度 実績 全工事件数	左記件数の内，総合評価適用工事件数	平成29年度 目標及び実績 目標 全工事件数（予定）	左記件数の内，総合評価適用工事件数	実績 9月末における公告済工事件数（見込み）①	左記件数の内，総合評価適用工事件数（見込み）②	割合 ②／①	総合評価落札方式の実施状況 総合評価方式適用基準（工事） 現行（平成29年9月30日現在）の適用基準	今後の拡大予定	工事監督・検査要領の適用状況 平成29年9月30日現在の工事監督・検査要領の適用状況 ○要領有り ×要領無し	公共工事の品質確保に向けた取組に関する自己評価 平成28年度の実施（取組）目標	平成28年度の実施（取組）結果	平成28年度達成度	平成29年度の実施（取組）目標	平成29年度の実施（取組）結果	平成29年度達成度	工事成績評定の適用状況 平成29年9月30日現在の工事成績評定の適用状況	公共工事の品質確保に向けた取組に関する自己評価 平成28年度の実施（取組）目標	平成28年度の実施（取組）結果	平成28年度達成度	平成29年度の実施（取組）目標	平成29年度の実施（取組）結果	平成29年度達成度
												・取組目標，取組結果 ◎：実施，○：一部実施， △：検討実施，－：未実施 ・達成度 A：目標を上回り実施，B：目標通り実施， C：目標未達成，－：評価対象外						・取組目標，取組結果 ◎：実施，○：一部実施， △：検討実施，－：未実施 ・達成度 A：目標を上回り実施，B：目標通り実施， C：目標未達成，－：評価対象外					
警察庁　九州管区警察局	一般競争入札　250万円以上	1件	0件	14件	0件	14件	0件	0%	－	未定	×	－	－	－	－			○	－	－	－	◎		
財務省　九州財務局	一般競争入札　250万円超	14件	0件	9件	-	10件	0件	0%	－	宿舎新築工事を検討	○	◎	◎	B	◎			×	－	－	－	△		
財務省　福岡財務支局	一般競争入札　250万円超	29件	0件	30件	0件	17件	0件	0%	－	宿舎新築工事を検討	○	◎	◎	B	◎			×	－	－	－	△		
財務省　門司税関	一般競争入札　250万円超	2件	0件	2件	0件	2件	0件	0%	原則　250万円を超える全ての工事とするが，工事内容で総合評価か価格競争かを判断する	未定	○	◎	◎	B	◎			×	－	－	－	－		
財務省　長崎税関	一般競争入札　250万円以上	2件	0件	4件	0件	1件	0件	-	原則　250万円を超える全ての工事とするが，工事内容で総合評価か価格競争かを判断する	未定	×	－	－	－	－			×	－	－	－	－		
財務省　国税庁　福岡国税局	一般競争入札　250万円を超えるもの	6件	0件	9件	0件	9件	0件	0%	－	－	○	◎	◎	B	◎	◎	B	×	－	－	－	－	－	－
財務省　国税庁　熊本国税局	一般競争入札　250万円を超えるもの	10件	0件	8件	0件	8件	0件	0%	－	-	○	◎	◎	B	◎			×	－	－	－	－		
農林水産省　九州農政局	一般競争入札　250万円以上	143件	140件	108件	104件	72件	72件	100%	原則　250万円を超える全ての工事	原則　250万円を超える全ての工事	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
農林水産省 林野庁　九州森林管理局	原則として，全て一般競争入札	244件	201件	145件	129件	138件	120件	87%	1千万円以上 （1千万円以上は施工体制確認型）		○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
経済産業省　九州経済産業局	一般競争入札　250万円超	0件	0件	0件	0件	0件	-	-	原則　250万円	当面公共工事の発注予定が無い	×	－	－	－	－	－	－	×	－	－	－	－	－	－
国土交通省　九州地方整備局	原則として，全て一般競争入札	1,518件	1,518件	629件	629件	618件	617件	100%	原則として全ての工事 （1千万円以上は施工体制確認型）		○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
国土交通省　九州運輸局	一般競争入札　　250万円を超えるもの	3件	0件	1件	0件	1件	0件	0%	原則　250万円を超える全ての工事とするが，工事内容で総合評価か価格競争かを判断する	未定	×	－	－	－	－	－	－	×	－	－	－	－	－	－
国土交通省　海上保安庁 第七管区海上保安本部	一般競争入札　　250万円を超えるもの	25件	0件	1件	0件	21件	0件	0%	－		○	◎	◎	B	◎			×	－	－	－	－		
国土交通省　海上保安庁 第十管区海上保安本部	一般競争入札　　250万円を超えるもの	17件	0件	18件	0件	11件	0件	0%	－	－	○	◎	◎	B	◎	◎	B	×	－	－	－	－	－	－
環境省　九州地方環境事務所	一般競争入札　250万円を超えるもの	8件	2件	18件	14件	16件	14件	88%	原則として設計図書において指定されたもののうち，総合評価通達に示す総合評価落札方式によって発注者に有利となる調達が可能な提案を期待できるもので，民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものの中から，工事の特性に応じて定めることとする。		○	◎	◎	B	◎	◎	A	○	◎	◎	B	◎	◎	A
防衛省　九州防衛局	一般競争入札　　250万円を超えるもの	70件	61件	39件	39件	15件	15件	100%	原則として総合評価方式により発注する（特に小規模な工事等で，その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がない場合は適用しないことができる）	特段の事情が無い限りは適用する予定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
福岡高等裁判所	一般競争入札 原則として，１件につき予定価格が250万円を超える全ての工事	17件	17件	17件	17件	22件	22件	100%	原則２５０万円を超える全ての工事	なし	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
福岡県　県土整備部	一般競争入札　5,000万円以上	3,031件	66件	件数未定	件数未定	1,259件	42件	3%	5千万円以上	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
福岡県　農林水産部		366件	68件	件数未定	件数未定	243件	79件	33%	5千万円以上	未定														
福岡県　建築都市部		403件	95件	件数未定	件数未定	243件	46件	19%	5千万円以上	未定														
佐賀県　県土整備部 農林水産部 地域交流部	一般競争入札　全工事対象 ○20.2億円未満は条件付き ○250万円以下は随意契約可	1,610件	367件	1,200件	250件	642件	155件	24%	7千万円以上（建築1.5億円以上） （土木一式は2千万円以上から試行） （舗装・法面・地すべり2.5千万円以上） 6千万円以上（専門工事、その他）	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
長崎県　土木部	一般競争入札 ○土木一式工事，とび・土工，ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（3,500万円以上） （1,000万円以上で一部試行） ○舗装工事（3,000万円以上） ○その他（5,000万円以上）	1,475件	81件	件数未定	件数未定	666件	65件	10%	原則1億円以上 （一部5千万円以上の工事について試行）	検討中	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
長崎県　農林部		236件	5件	件数未定	件数未定	156件	10件	6%		検討中														
熊本県　土木部	原則として，一般競争入札　3,000万円以上	3,019件	310件	3,000件	300件	863件	110件	13%	原則3千万円以上（熊本地震関連は、7.0千万円以上）	熊本地震の復旧事業を迅速に進めるために適用基準を変更する可能性もある。	○	◎	◎	B	◎	◎	B	○	◎	◎	B	◎	◎	B
熊本県　農林水産部		411件	173件	件数未定	件数未定	255件程度	72件程度	47%	原則3千万円以上（熊本地震関連は、7千万円以上）															
大分県　土木建築部	一般競争入札　4,000万円以上	1,937件	234件	1,900件	200件	724件	123件	17%	5千万円以上	試行の状況を踏まえ検討	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
大分県　農林水産部		393件	68件	400件	50件	285件	45件	16%	5千万円以上															
宮崎県　県土整備部	一般競争入札　250万円以上	1,435件	555件	件数未定	４割程度	660件	299件	45%	250万円以上から抽出	予定なし	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
宮崎県　農政水産部		211件	83件	件数未定	４割程度	103件	46件	45%	250万円以上から抽出	予定なし														
宮崎県　環境森林部		95件	48件	60件程度	25件程度	46件	27件	59%	250万円以上から抽出	予定なし														
鹿児島県　土木部	一般競争入札　5,000万円以上	2,970件	208件	昨年度と同程度	昨年度と同程度	1,070件程度	27件程度	3%	5千万円以上（建築一式工事4千万円以上）	今年度の状況をみて検討	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
鹿児島県　農政部		592件	6件	620件	4件	447件	4件	1%	5千万円以上	予定なし														
鹿児島県　環境林務部		143件	8件	101件	15件	88件	12件	14%	5千万円以上	予定なし														
北九州市	○一般競争入札 土木，水道施設　2,500万円以上 建築　4,500万円以上 電気，管　1,200万円以上 造園　2,000万円以上 その他　1億円以上	1,257件	102件	935件	121件	696件	56件	8%	①5千万円以上の工事で，優れた技術力を求める工事 ②1億円以上の工事（原則適用）	現在のところ予定なし	○	◎	◎	A	◎			○	◎	◎	A	◎		
福岡市	○一般競争入札 一般土木・建築：2,000万円以上， ほ装：2,500万円以上， その他：1,500万円以上 （24.7億円未満の工事は全て制限付）	1,785件	102件	1,479件	154件	663件	94件	14%	予定価格1億円以上の工事	予定なし	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
熊本市	一般競争入札　1,000万円以上	857件	123件	1,127件	150件	701件	99件	14%	土木A：1億円以上，建築A：2億4,000万円以上，電気A：5,000万円以上，管A：5,000万円以上，舗装A：5,000万円以上，造園A：6,000万円以上，水道A：8,000万円以上	熊本地震に伴い発注標準額を変更している。	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		

参考資料

「公共工事の入札方式の概要」及び「総合評価落札方式の実施状況」一覧

平成29年9月30日現在

発注機関	公共工事の入札方式の概要 平成29年4月1日現在の「入札方式」の概要	※随意契約を除く、全ての工事発注件数 平成28年度 実績 全工事件数	左記件数の内，総合評価適用工事件数	平成29年度 目標及び実績 目標 全工事件数（予定）	左記件数の内，総合評価適用工事件数	実績 9月末における公告済工事件数（見込み）①	左記件数の内，総合評価適用工事件数（見込み）②	割合 ②／①	総合評価落札方式の実施状況 総合評価方式適用基準（工事） 現行（平成29年9月30日現在）の適用基準	今後の拡大予定	工事監督・検査要領の適用状況 平成29年9月30日現在の工事監督・検査要領の適用状況 ○要領有り ×要領無し	公共工事の品質確保に向けた取組に関する自己評価 ・取組目標，取組結果 ◎：実施，○：一部実施，△：検討実施，－：未実施 ・達成度 A：目標を上回り実施，B：目標通り実施，C：目標未達成，－：評価対象外 平成28年度の実施（取組）目標	平成28年度の実施（取組）結果	平成28年度達成度	平成29年度の実施（取組）目標	平成29年度の実施（取組）結果	平成29年度達成度	工事成績評定の適用状況 平成29年9月30日現在の工事成績評定の適用状況	公共工事の品質確保に向けた取組に関する自己評価 ・取組目標，取組結果 ◎：実施，○：一部実施，△：検討実施，－：未実施 ・達成度 A：目標を上回り実施，B：目標通り実施，C：目標未達成，－：評価対象外 平成28年度の実施（取組）目標	平成28年度の実施（取組）結果	平成28年度達成度	平成29年度の実施（取組）目標	平成29年度の実施（取組）結果	平成29年度達成度
福岡県　久留米市	条件付一般競争入札　1,000万円以上	501件	64件	520件	57件	302件	47件	16%	原則5千万円以上の工事	なし	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
佐賀県　佐賀市	○指名競争入札　1,000万円未満 ○条件付一般競争入札　1,000万円以上	486件	0件	500件	2件	215件	0件	0%	1千万円以上から抽出	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
長崎県　長崎市	原則として，全工事制限付一般競争入札	784件	2件	630件	2件	349件	0件	0%	工事内容により工事担当課と協議のうえ試行	有	工事検査○ 工事監督×	工事検査◎ 工事監督－	工事検査◎ 工事監督－	B	工事検査◎ 工事監督－			○	◎	◎	B	◎		
熊本県　八代市	制限付一般競争入札　2,500万円以上	452件	2件	281件	3件	195件	3件	2%	工事内容及び価格より工事担当課と協議のうえ試行	現行どおり	工事検査○ 工事監督×	工事検査◎ 工事監督－	工事検査◎ 工事監督－	B	工事検査◎ 工事監督－	◎	B	○	◎	◎	B	◎	◎	B
大分県　大分市	○一般競争入札　2,500万円以上	551件	22件	614件	未定	248件	18件	7%	価格と技術的要素から抽出	現行どおり	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
宮崎県　宮崎市	○一般競争入札　6,000万円以上の建設工事 （条件付き） ○指名競争入札　130万円超の建設工事	889件	0件	672件	0件	468件	0件	0%	工事内容により工事担当課と協議のうえ試行	未定（当分現行どおり）	工事検査○ 工事監督×	工事検査◎ 工事監督－	工事検査◎ 工事監督－	B	工事検査◎ 工事監督－			○	◎	◎	B	◎		
鹿児島県　薩摩川内市	一般競争入札　130万円以上 指名競争入札　災害復旧工事，特殊工事	259件	25件	179件	15件	148件	22件	15%	3千万円以上 （工事内容(DID地区内の工事や特殊工法を採用した工事など)から，総合評価落札方式が適しているものについては，３千万円未満でも適用）	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
鹿児島県　鹿児島市	・制限付き一般競争入札 5,000万円以上の建設工事のみ ・指名競争入札 5,000万円未満の建設工事及び全ての建設ｺﾝｻﾙ	1,041件	33件	908件	48件	610件	38件	6%	5千万円以上	現行どおり	工事検査○ 工事監督×	工事検査◎ 工事監督△	工事検査◎ 工事監督△	B	工事検査◎ 工事監督△			○	◎	◎	B	◎		
西日本高速道路(株)　九州支社	【一般競争入札】 ○24.7億円(1,500万SDR)以上 【条件付一般競争入札】 ○250万円超，24.7億円未満 【指名競争入札】 次のいずれかに該当する工事で，かつ，契約責任者が必要があると認める場合に限る ○条件付一般競争入札方式に付する時間的余裕がないとき ○その他指名競争入札に付することが有利と認められるとき	92件	9件	118件	51件	57件	29件	51%	１億円以上の工事に適用	現状、拡大予定なし。	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
(独)国立文化財機構 九州国立博物館	一般競争入札　250万円以上	3件	0件	0件	0件	0件	0件	#DIV/0!	2億円以上	現行どおり	○	◎	◎	A	◎			○	◎	◎	B	◎		
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構　九州新幹線建設局	○条件付一般競争入札　250万円以上24.7億円 ○一般競争入札　24.7億円以上	8件	8件	7件	7件	10件	10件	100%	原則250万円以上且つ、建設局長が選定した工事	現行どおり	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
(独)都市再生機構　九州支社	○5千万円以上は詳細条件審査型一般競争 ○5千万円未満は工事希望調査による指名競争	42件	13件	39件	9件	15件	3件	20%	1億円以上	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
(独)水資源機構　筑後川局	一般競争入札　250万円以上	57件	41件	件数未定	43件	33件	27件	82%	250万円以上	現在のところ予定なし	○	◎	◎	B	◎	◎	B	○	◎	◎	B	◎	◎	B
(独)石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構 九州支部	○一般競争入札　250万円以上 ○工事希望型指名競争入札　予定価格が6,000万円未満で必要と認められるとき ○指名競争入札　100万円以上	8件	0件	0件	0件	0件	0件	#DIV/0!	－	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
		29,508件	4860件(16%)	16,342件	2438件 (15%)	13,435件	2468件(18%)																	

発注関係事務に関する取り組みアンケートの概要について《速報版》

資料２

※本アンケートのとりまとめ結果は、精査中であるため、今後、とりまとめの数値が変更となる可能性があります。

アンケートの目的

本アンケートは、今後の発注事務の改善に向けた取り組みとして、発注者間の「情報交換の推進」や「市町村への支援策」を検討するための基礎資料とするもので、発注関係事務に統括的に携わっている方へアンケートを実施し、発注現場の問題点、課題を把握することを目的とする。

対象機関と回収率

九州地方における県、市町村の２４０機関に依頼し、１００％の回収率となる。

アンケートの実施時期

実施時期：平成29年11月6日～12月4日【平成29年9月末現在の取り組み状況について回答】

アンケート結果《概要》

Ⅰ.工事の発注体制について

《設問①②》発注関係事務において、職員の不足を感じていますか。

⇒ 約８割の発注機関において職員の不足を感じている。

⇒ 発注関係事務の『積算（設計書の作成）』と『施工状況の確認等』で多くの発注機関が不足を感じている。

《設問③④》発注関係事務において、困っていることは。

⇒ 『工事の設計変更』と『工事の完成検査』において困っている自治体が多い。

《設問⑤》国又は県に対して、望む支援の内容は。

⇒ 『情報提供』や『研修』を求める声が多く、全体の半数を占めた。

《設問⑥⑦⑧》発注者支援業務はご存知ですか。活用したいと思いますか。

⇒ 発注者支援業務の認知度は高いものの、活用できない市町村が多い。

⇒ 支援業務を活用できない理由の多くは、予算がないという意見が多いものの、制度自体の内容がわからないといった意見も多い。

⇒ 『現在の職員で対応できているといった意見』や『職員の技術力低下を懸念する意見』もある。

《参考》技術職員の割合について

⇒ 設計図書（図面、仕様書等）の作成並びに積算（設計書の作成）の担当部署で技術職員がいない自治体は、市：約５％、町：約２０％、村：約４０％。

発注関係事務に関する取り組みアンケートの概要について《速報版》

Ⅱ．全国統一指標について

【指標①－1】
『指標値b：最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領は整備していない』機関：154／262機関（58.8%）

《設問⑨》【指標①－１関連】基準範囲外の場合の要領を定めていない理由は。

⇒　範囲外も範囲内と同じ基準を適用している自治体が多い。

【指標①－2】
『指標値a：最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)』機関：230／262機関（87.8%）

《設問⑩》【指標①－２関連】最新単価を適用できている仕組みは。

⇒　県に合わせて更新している自治体が多い。

《設問⑪》【指標①－２関連】最新単価を適用していない理由は。

⇒　最新単価を用いる仕組みになっていない自治体もある。

【指標②－1】
『指標値b：設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施』機関：207／262機関（79.0%）
『指標値c：設計変更を実施していない』機関：5／262機関（1.5%）

《設問⑫》【指標②－１関連】設計変更ガイドラインを策定していない理由は。

⇒　『ガイドラインは必要ない』『必要性がわからない』といった自治体が多い。

⇒　『策定のノウハウが無い』といった自治体もあった。

【指標②－2】
『指標値c：設計変更実施率 25～50%』機関：63／262機関（24.0%）
『指標値d：設計変更実施率 0～25%』機関：10／262機関（3.8%）

《設問⑬》【指標②－２関連】設計変更を行っていない理由は。

⇒　『予算上の制約により数量調整で対応している』といった自治体が多い。

⇒　『判断基準がわからない』といった自治体もあった。

【指標③】
《件数》『指標値e：平準化率 0．6未満』機関：199／262機関（76.0%）
《金額》『指標値e：平準化率 0．6未満』機関：172／262機関（65.6%）

《設問⑭⑮》【指標③関連】平準化の取り組みについて。（自由意見）

（取り組み例）

⇒　『早期発注』による平準化の取り組み事例が多い。

（取り組む上での問題点）

⇒　『会計年度独立の原則の考え方が強い』や『債務負担行為や繰越に対する抵抗』といった意見が多い。

⇒　『補助事業の事務手続きにより発注時期が限られてしまう』といった自治体もあった。

アンケート対象機関における代表的な発注部署の体制

全職員数

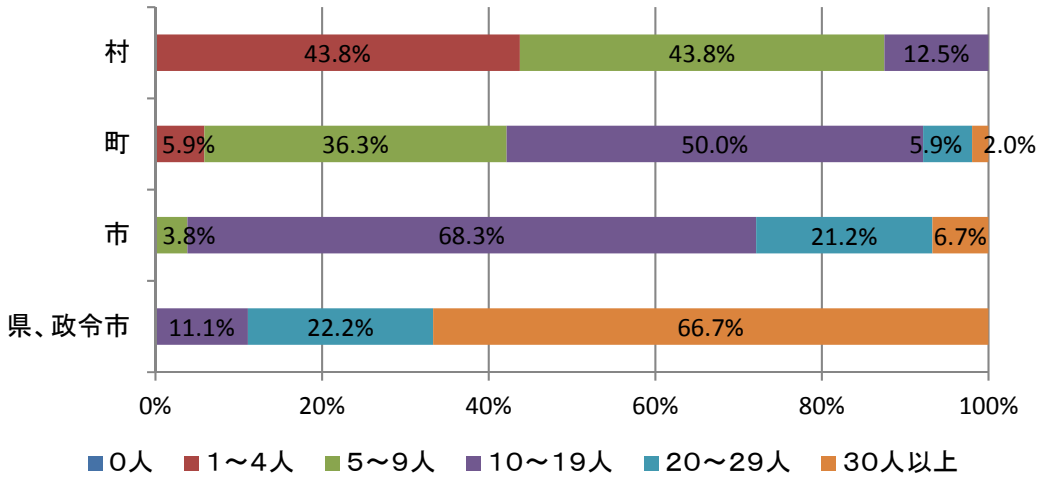

技術職員数

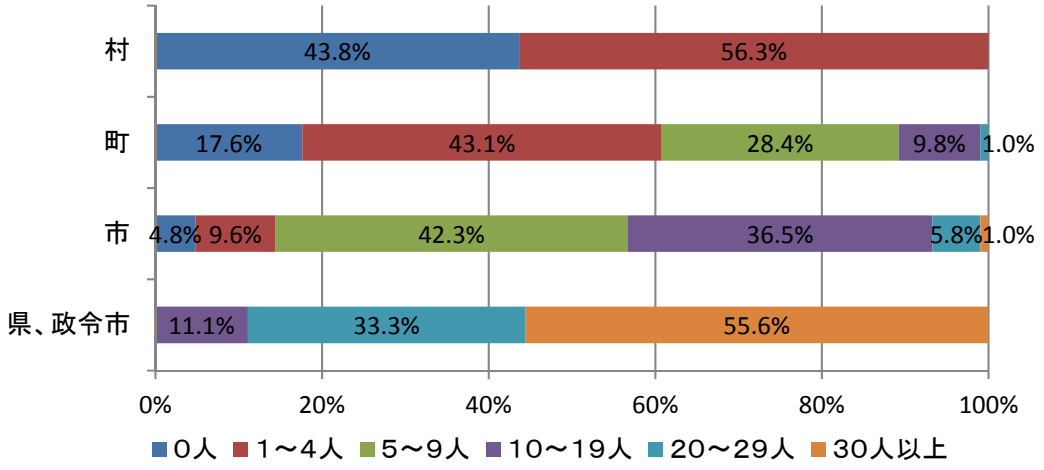

対象：231機関
（熊本地震の影響により臨時の体制となっている1県、5町、2村を除く）

《設問①》
発注関係事務において職員の不足を感じていますか。
（Yes or Noでお答え下さい）

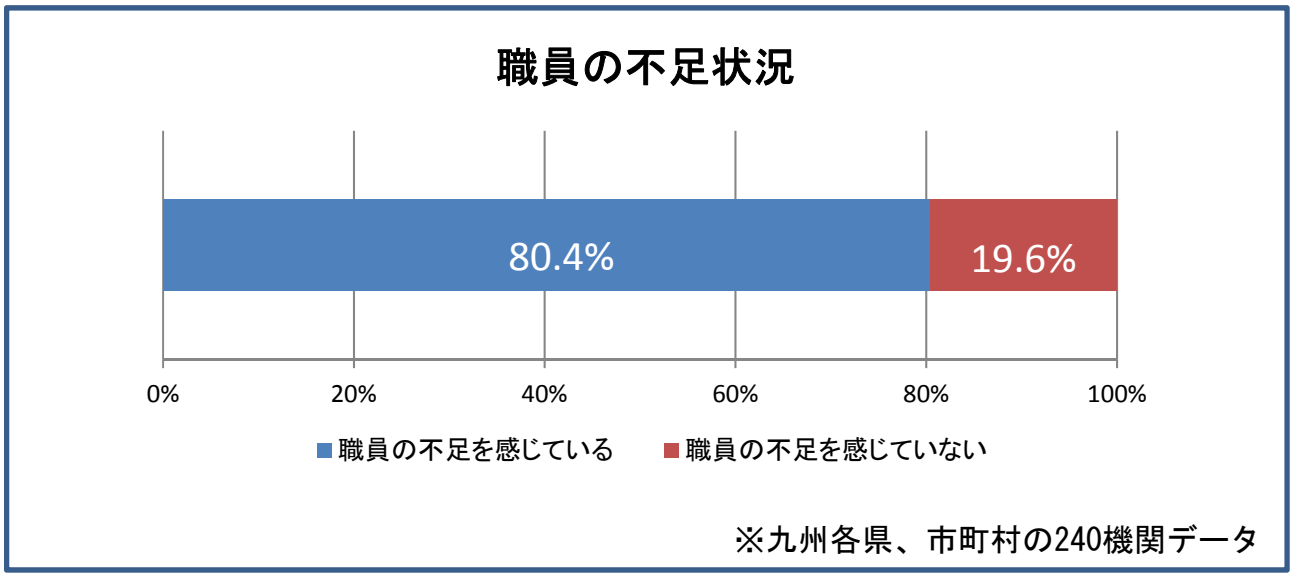

《設問②》
発注関係事務において、不足を感じるときは「工事発注～入札～契約～工事監督～工事検査まで」のどの段階で、どのような時ですか。
（段階を選択の上、ご自由にお書きください。複数回答可）

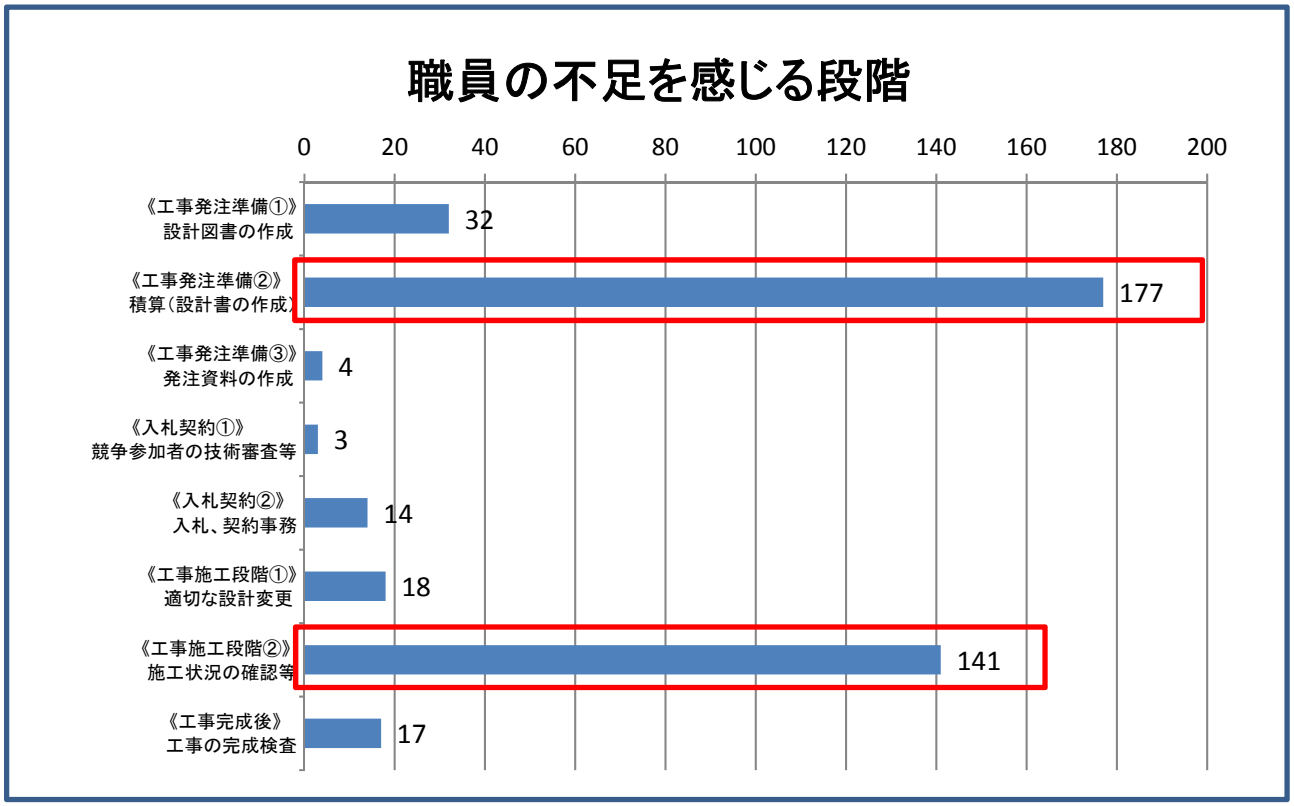

《設問③》
発注関係事務において困っていることはありますか。
（Yes or Noでお答え下さい）

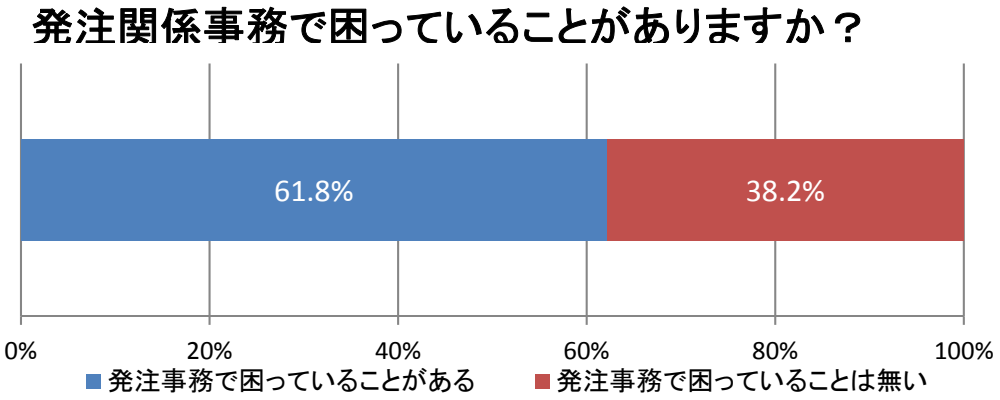

※九州各県、市町村の240機関データ

《設問④》
発注関係事務の各段階（工事発注～入札～契約～工事監督～工事検査まで）のどの段階で困っていますか。（複数回答可）

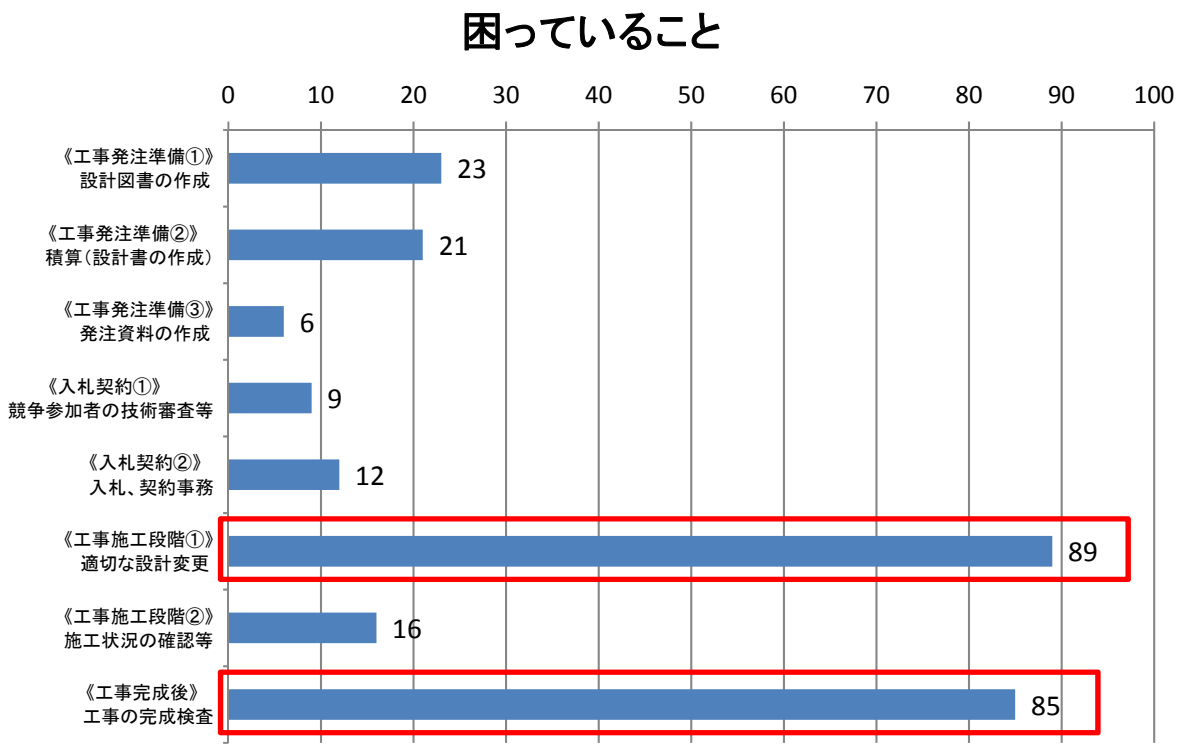

※九州各県、市町村の240機関データ

《設問⑤》
国又は県に対して、望む支援の内容は何ですか。
①人的サポート、②研修等の開催、③基準・要領等の情報共有、
④その他　の中から選択下さい。

国や県に対して望む支援の内容

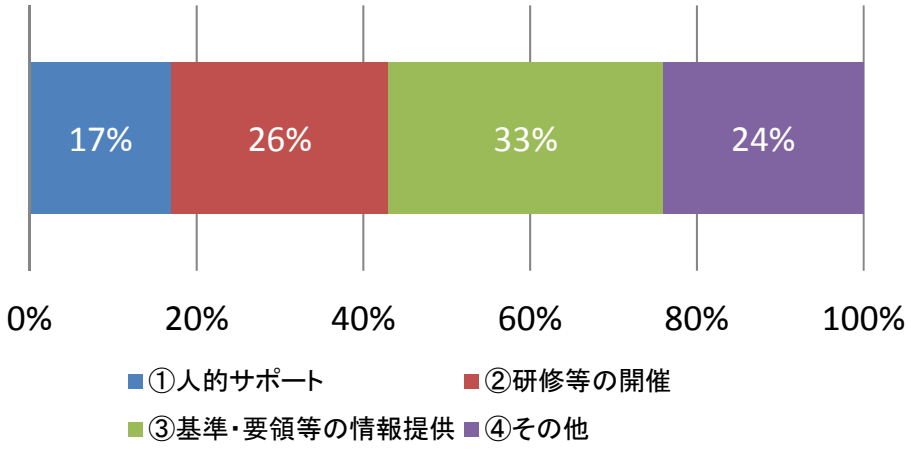

※九州各県、市町村の240機関データ

④その他意見（91件）の内訳

※複数回答含む

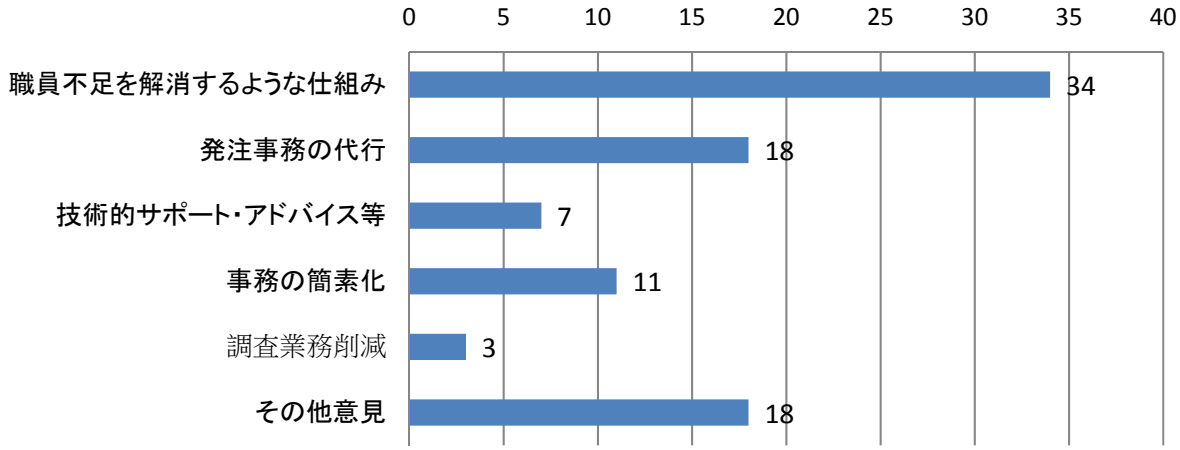

■国や県に対しては、情報提供や研修を望む声が高く、全体の半分を占めた。
■その他の内訳を見ると、仕事の効率化を求める声や人的サポートを求める声が多かった。

《設問⑥》
発注者支援業務は、ご存じですか。（Yes or Noでお答え下さい）

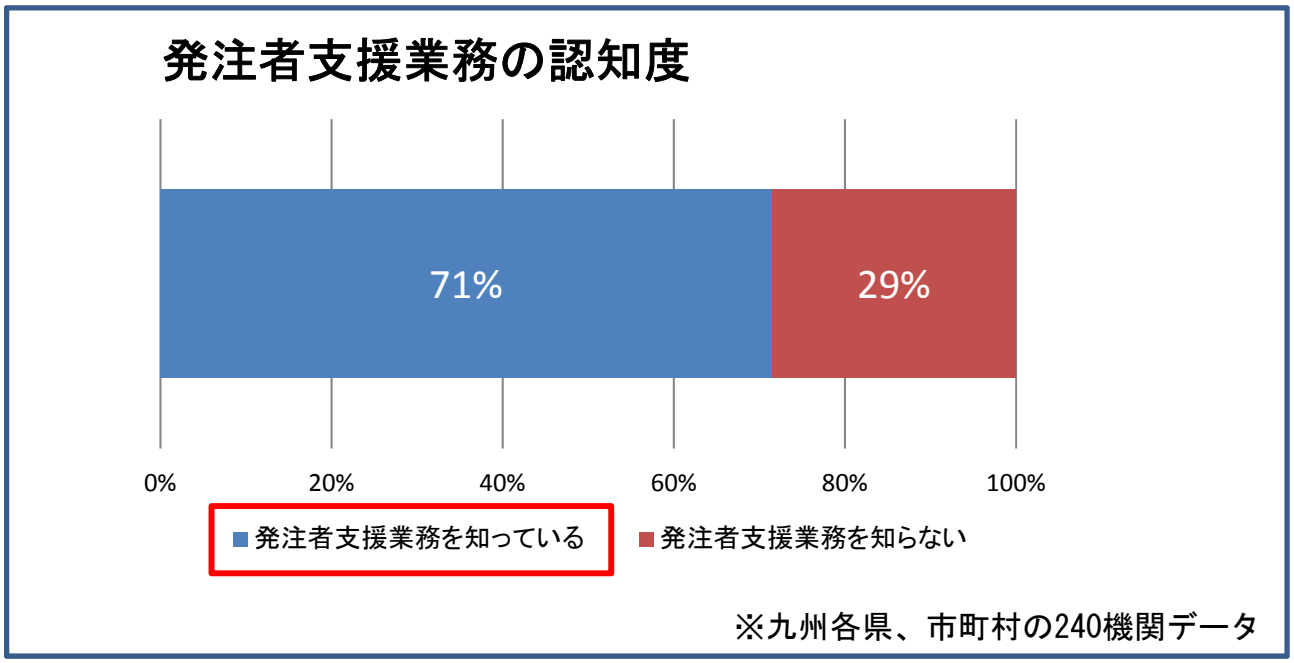

《設問⑦》
発注者支援業務を活用してみたいと思いますか。（Yes or Noでお答え下さい）
※Noの回答は、「活用できない」も含む。

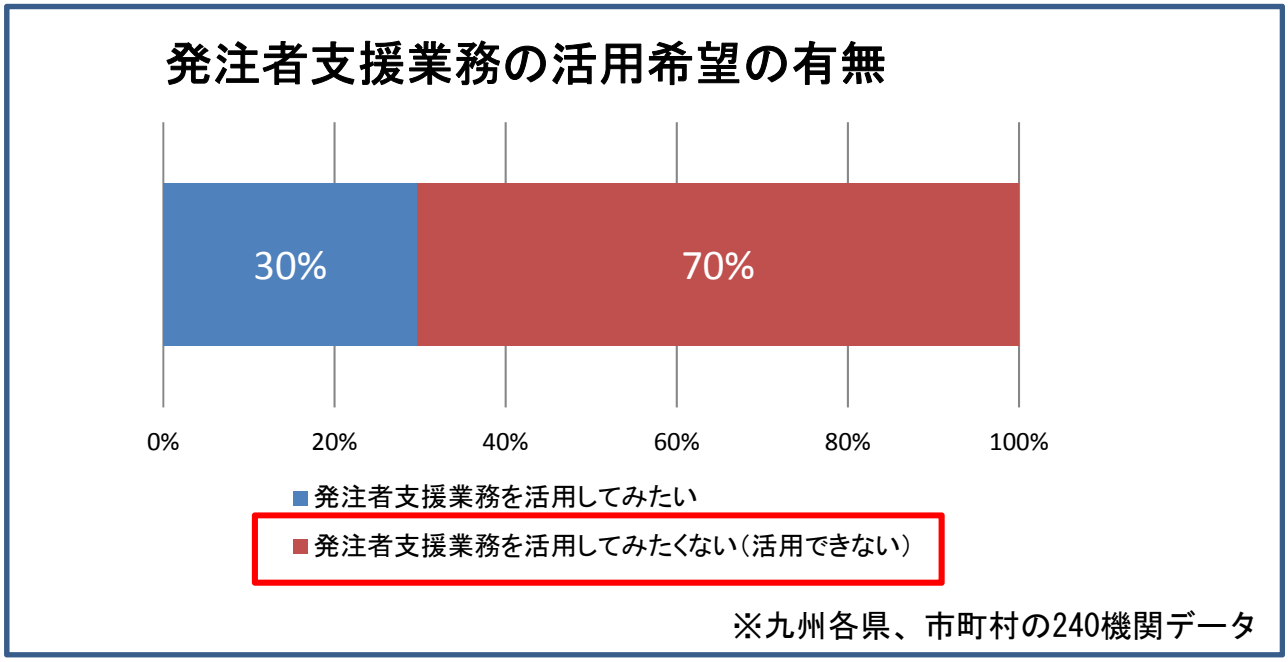

《設問⑧》
発注者支援業務を何故、活用してみたくない若しくは活用できないとお考えですか。（ご自由にお書き下さい）

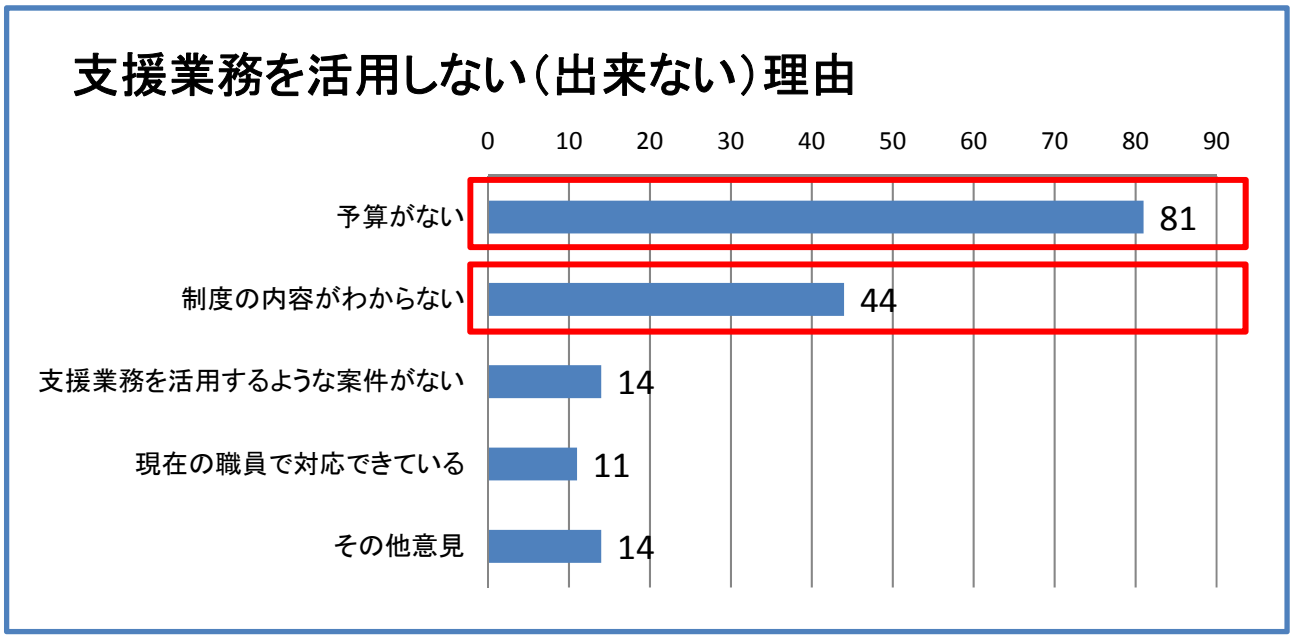

■発注者支援業務の認知度は高い（71%）ものの、活用しない（出来ない）市町村が多い（70%）。

■支援業務を活用しない（出来ない）理由の多くは、予算がないという意見が多い（81機関）ものの、制度自体の内容がわからないといった意見も多い（44機関）。

■現在の職員で対応出来ているといった意見（11機関）や、その他意見として「職員の技術力低下を懸念する意見」や「職員が行うことが重要」といった意見もある。

《参考》

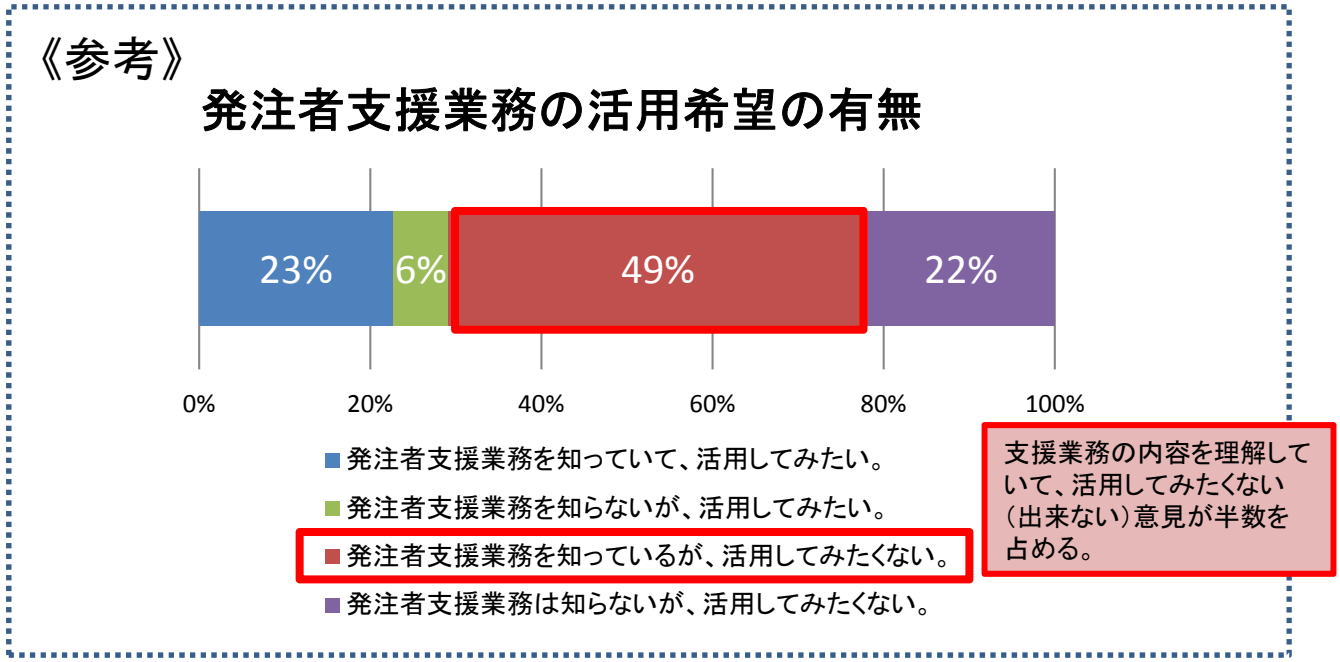

《設問⑨》 指標①－１関連
「最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積等の活用）」について、基準範囲外の場合の要領を定めていない理由をお聞かせください。

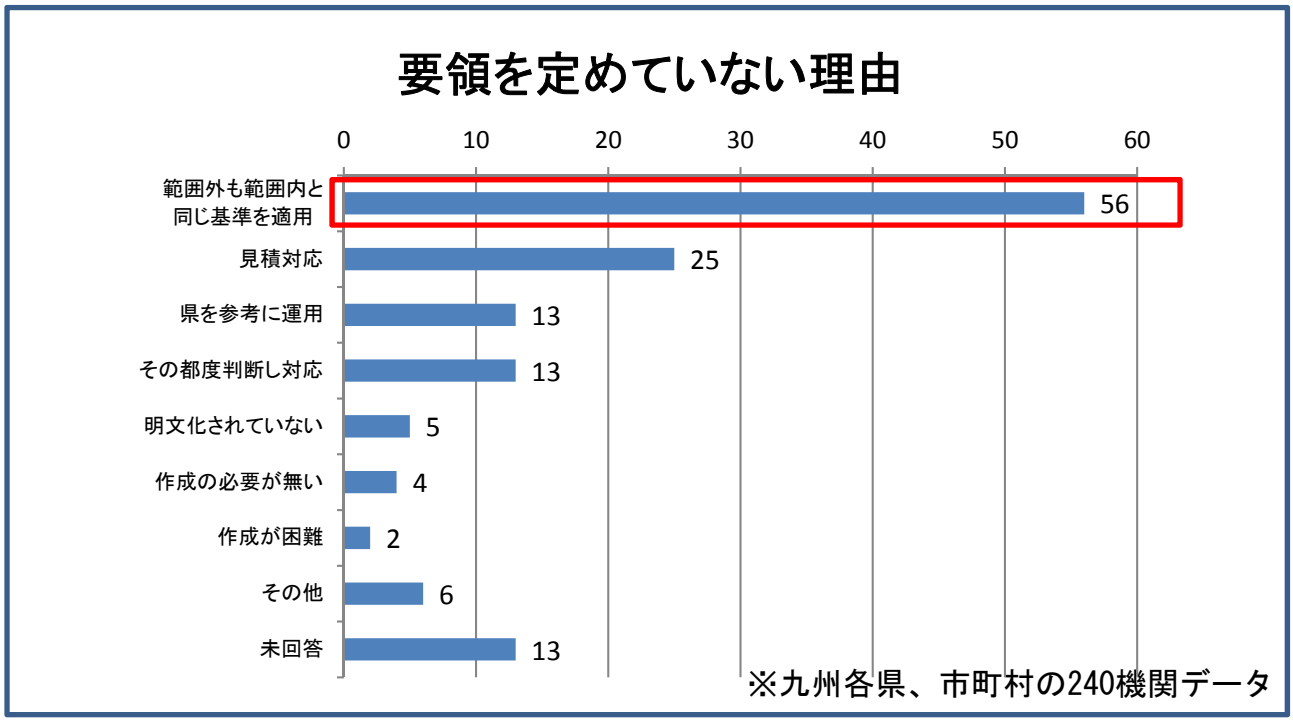

《設問⑩》 指標①－２関連
「単価の更新頻度」について、最新単価を適用できている仕組みをお伺いさせてください。

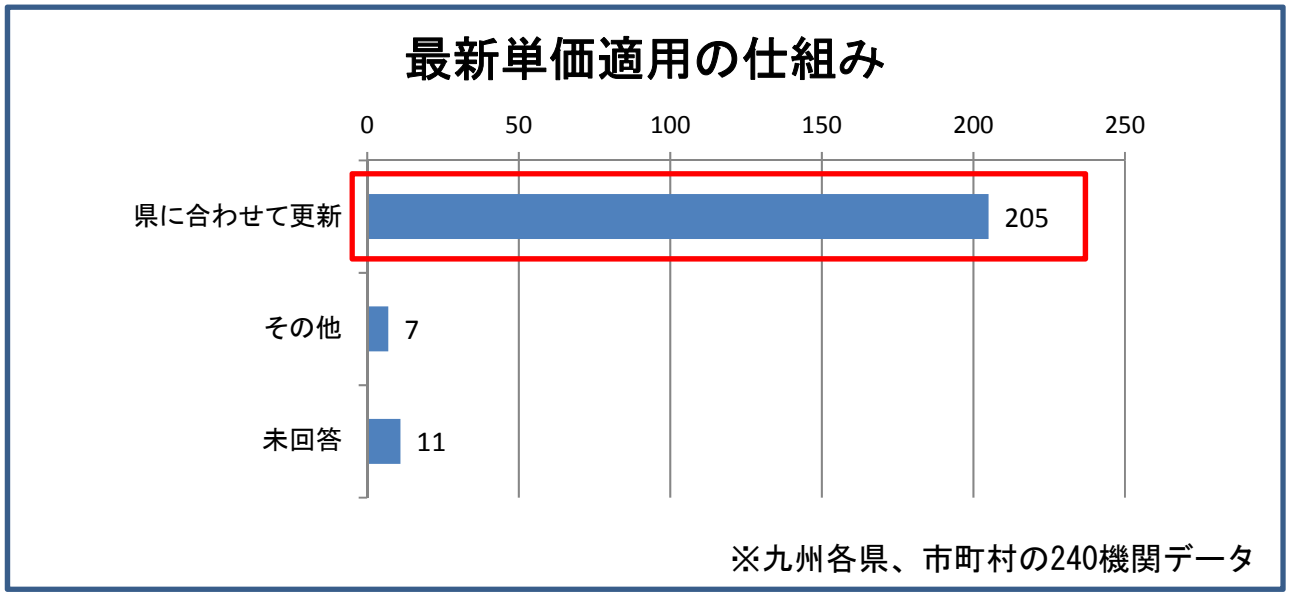

《設問⑪》 指標①－2関連
「単価の更新頻度」について、最新の単価を適用していない理由をお伺いさせてください。

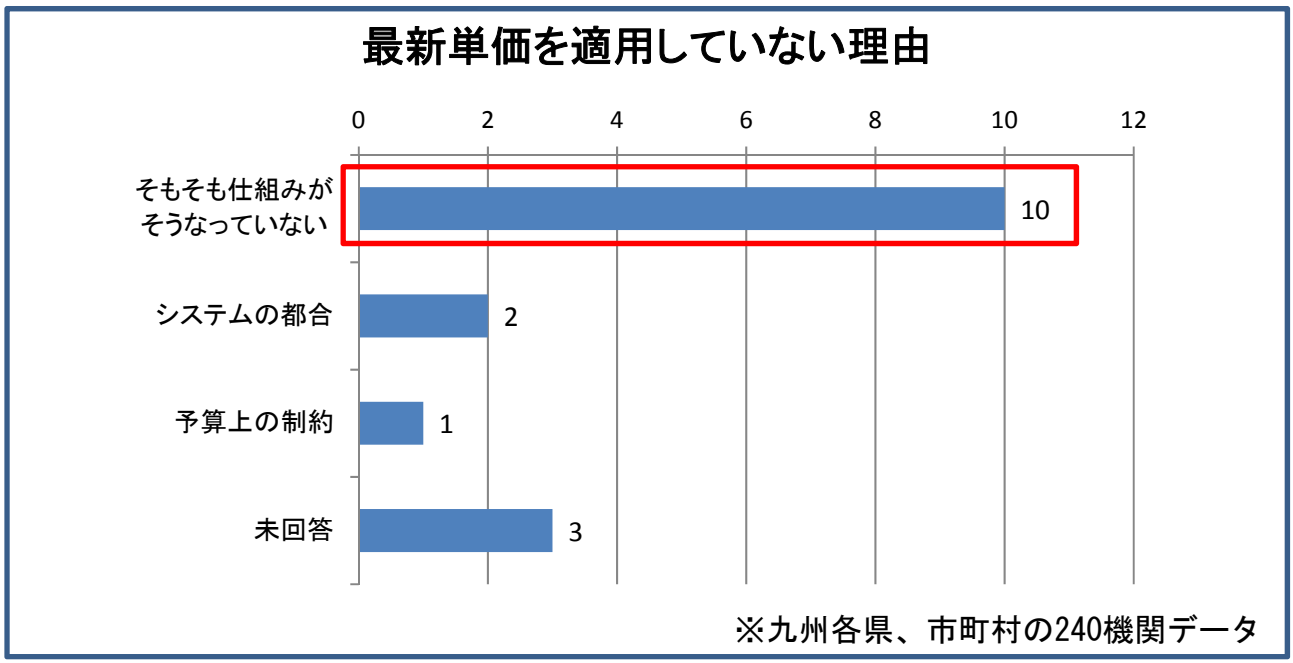

《設問⑫》 指標②－1関連
「設計変更ガイドラインの策定・活用状況」について、設計変更ガイドラインを策定していない理由をお伺いさせてください。（自由記述）

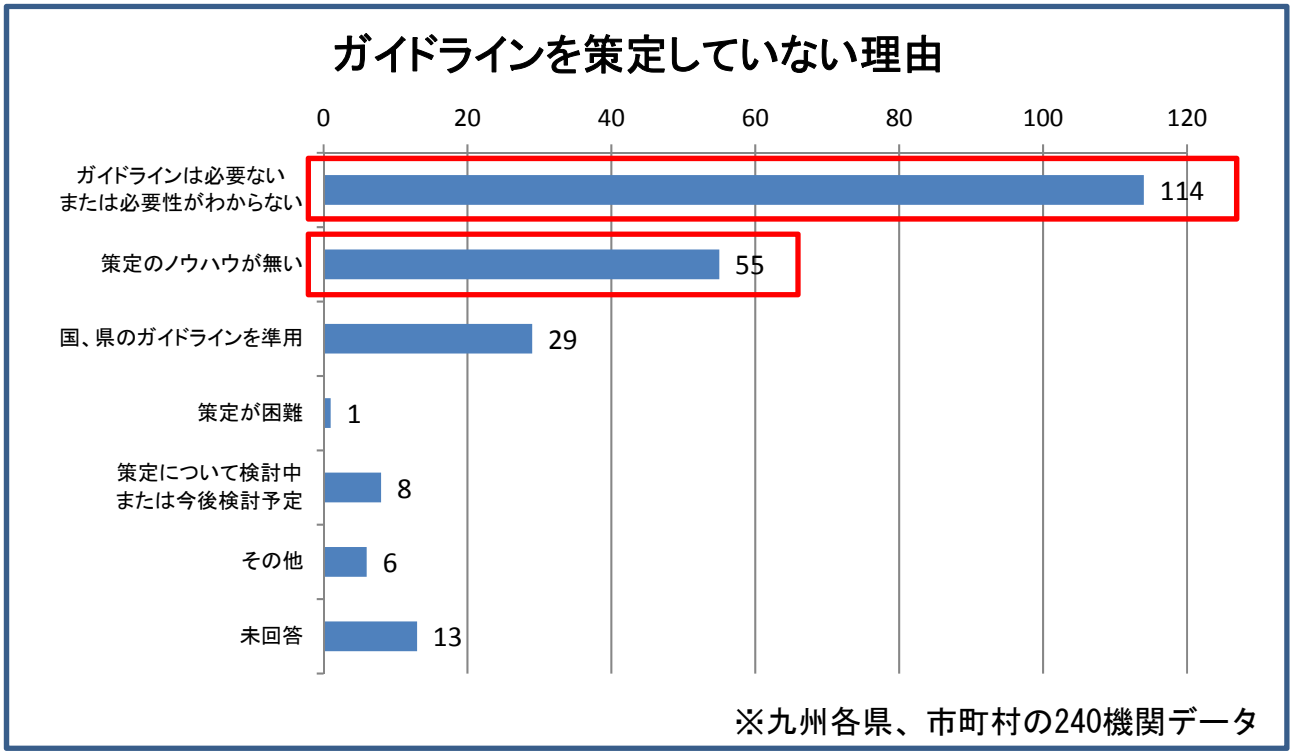

《設問⑬》 指標②－2関連
「設計変更の実施工事率」について、設計変更を行っていない理由をお伺いさせてください。（自由記述）

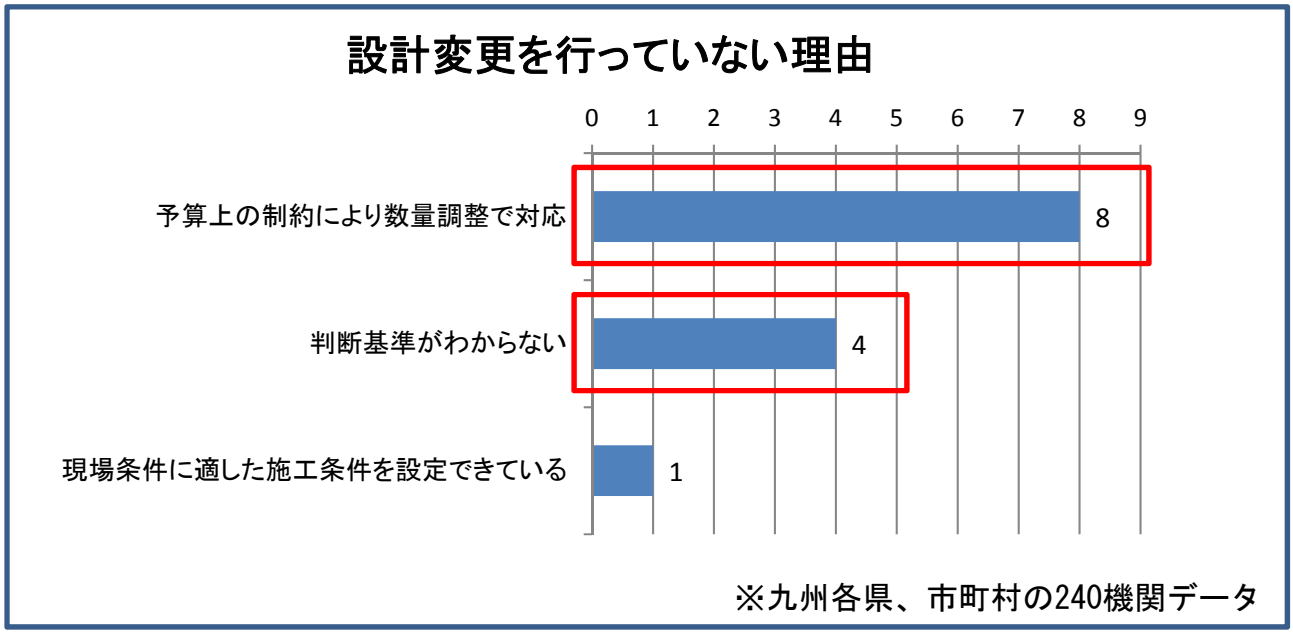

《設問⑭》 指標③関連
施工時期等の平準化の取り組みについて、ご意見をお伺いさせてください。（自由記述を取り組みと問題点で整理）

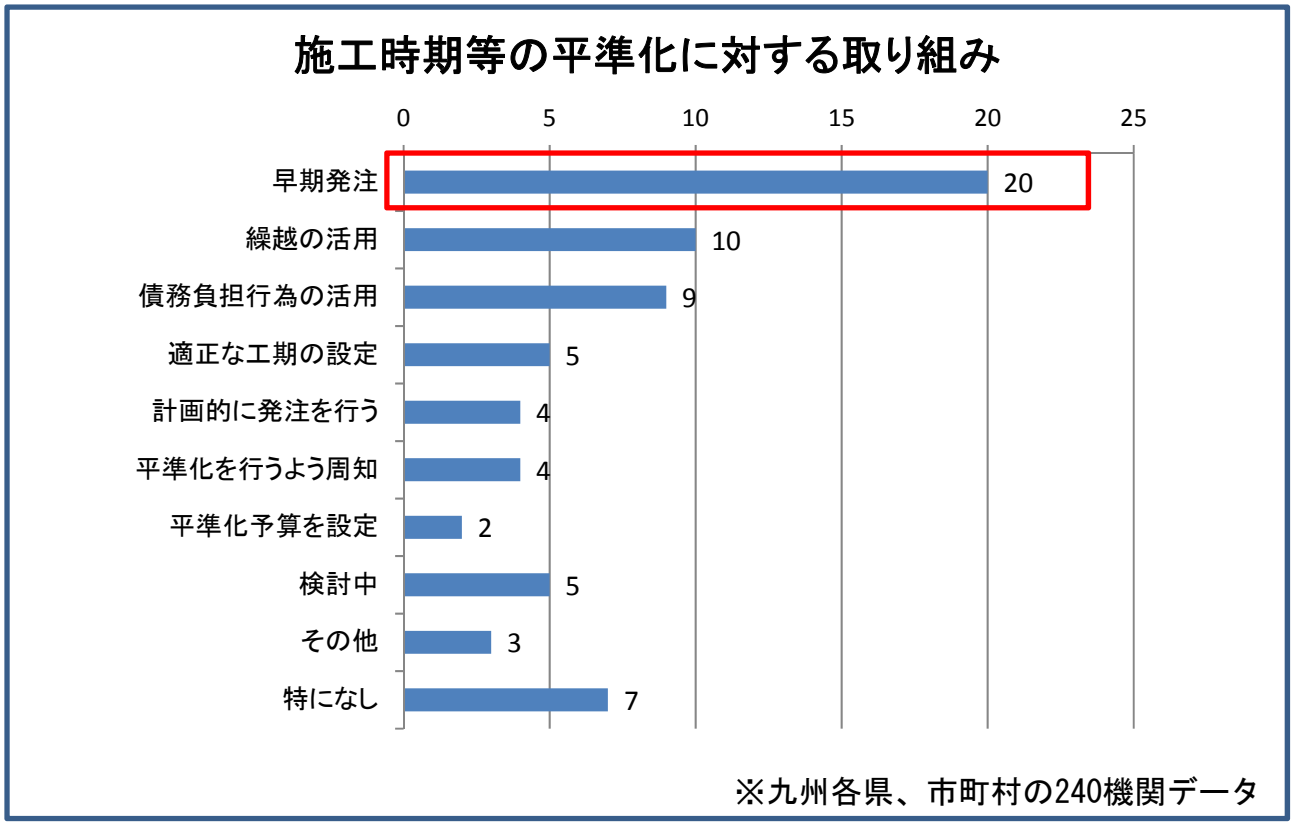

《設問⑮》 指標③関連
施工時期等の平準化の取り組みについて、ご意見をお伺いさせてください。（自由記述を取り組みと問題点で整理）

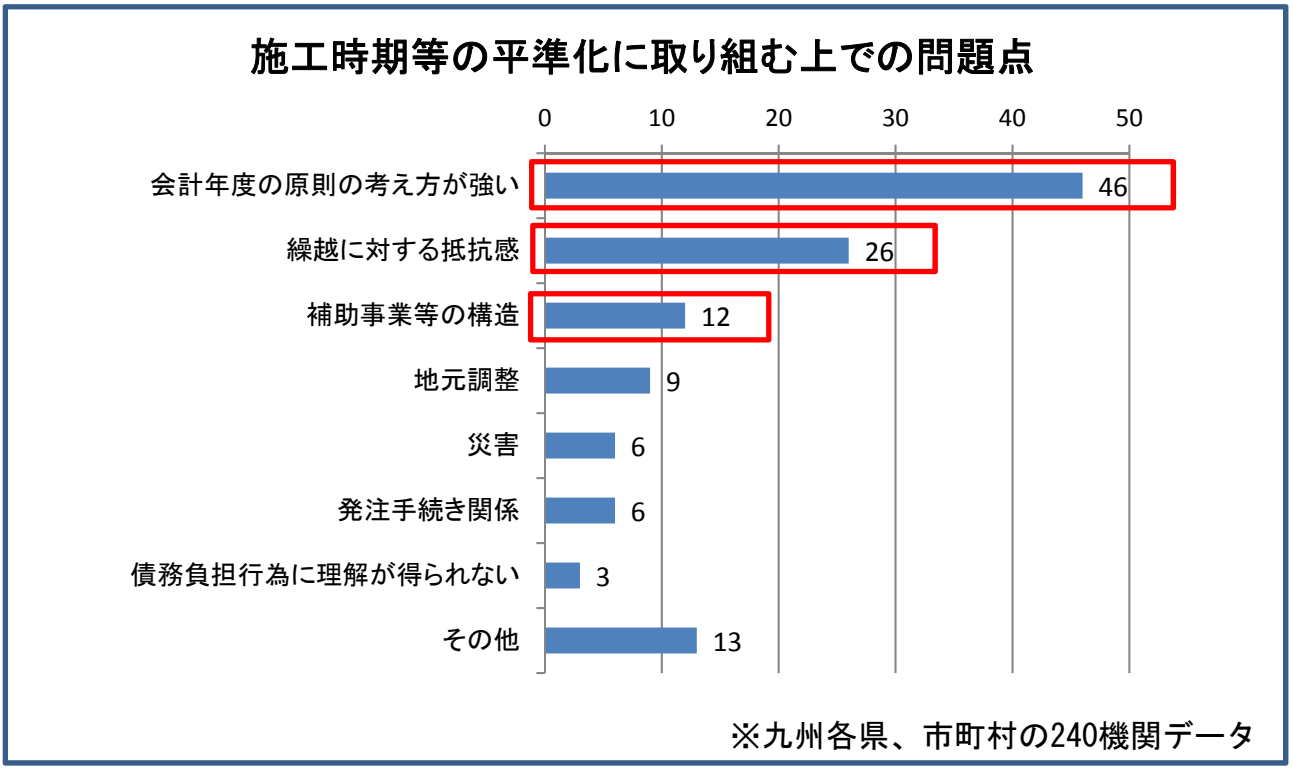

災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン

国土交通省

資料３

迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめたガイドラインを作成

■ガイドラインの構成

１．入札契約方式選定の基本的考え方
２．地方公共団体との連携等
３．大規模災害における入札契約方式の適用事例
参考資料：入札契約方式の関係図書

■対象とした災害

災害名	主な被災地	日時
東日本大震災	東日本エリア	H23.3.11
紀伊半島大水害	奈良県等	H23.9.4
広島豪雨土砂災害	広島県等	H26.8.19
関東・東北豪雨鬼怒川水害	茨城県等	H27.9.9
平成28年熊本地震	熊本県等	H28.4.16

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実施実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性（本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等）
本復旧		指名競争	有資格業者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社（本店）、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧	通常の方式によって迅速な対応が可能な場合	通常の方式（一般競争・総合評価落札方式他）	

直轄工事における災害復旧における入札契約に関する主な工夫等

国土交通省

【確実な施工確保、不調・不落対策】

① 指名競争におけるダンピング対策
例）発注者の監督・検査等、受注者側の技術者体制の強化、施工体制確認型総合評価方式の適用等

【発注関係事務の効率化】

② 一括審査方式の活用
受発注者の発注関係事務を効率化するため、複数工事の提出資料を同一とする一括審査方式を活用

【担い手の確保】

③ 地域企業の参加可能額の拡大
地域企業が中心となる一般土木C等級企業を対象とする工事価格帯の上限を変更

④ 地域維持型JV等の活用
地域の参加企業を確保し、施工体制を確実にするためJV制度を活用

【迅速な事業執行】

⑤ WTO対象となる大規模工事における災害時の入札契約方式
緊急性の高い場合、随意契約等の適用や一般競争方式における手続き期間の短縮等を検討
例）H23紀伊半島水害、H28熊本地震において、WTO規模の工事で随意契約を適用

【早期の復旧・復興に向けた取組】

⑥ 復興係数、復興歩掛等の導入
確実な施工を確保するため、実態を踏まえた復興係数の導入等により、適切な予定価格を設定

⑦ 事業促進PPP・ECI方式等の活用
官民の技術力を結集するなどにより、円滑かつ迅速な事業の実施

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

（平成29年8月28日　建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議　申合せ）

国土交通省

資料４

１．ガイドラインの趣旨等

○ 働き方改革実行計画（H29.3.28）において、一定の猶予期間の後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされた。

○ これに向けて、建設業の生産性向上に向けた取組と併せ、適正な工期の設定等について民間も含めた発注者の取組が必要。

○ 本ガイドラインは、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を指針（手引き）として取りまとめたもの。

ガイドラインの内容

２．時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

（1）請負契約の締結に係る基本原則

○ 受発注者は、法令を順守し、双方対等な立場に立って、請負契約を締結。

（2）受注者の役割

○ 受注者（いわゆる元請）は、下請も含め建設工事に従事する者が長時間労働を行うことを前提とした不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結。

○ 民間工事においては工期設定の考え方等を受発注者が適切に共有。

（3）発注者の役割

○ 発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結。

（4）施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

○ 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、各々の役割分担を明確化。

３．時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

（1）適正な工期設定・施工時期の平準化

○ 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。

- 建設工事に従事する者の休日（週休2日等）の確保
- 労務、資機材の調達等の「準備期間」や施工終了後の「後片付け期間」
- 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数　　等

○ 週休2日等を考慮した工期設定を行った場合には、必要となる共通仮設費などを請負代金に適切に反映。

○ 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のﾀﾞﾝﾋﾟﾝｸﾞ」を行わない。

○ 予定された工期での工事完了が困難な場合は、受発注者双方協議のうえで適切に工期を変更。

○ 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

（2）社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

○ 社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結。

（3）生産性向上

○ 受発注者の連携により、建設生産ﾌﾟﾛｾｽ全体における生産性を向上。

○ 受注者は、工事現場のICT化等による施工の効率化を推進。

（4）下請契約における取組

○ 下請契約においても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮して適正な工期を設定。

○ 下請代金は、できる限り現金払いを実施。

○ 週休2日の確保に向け、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意。

○ 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

（5）適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

○ 工事の特性等を踏まえ外部機関（CM企業等）を活用。

４．その他（今後の取組）

○ 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

建設業における社会保険への加入状況

国土交通省 九州地方整備局

資料5

○公共事業労務費調査（平成28年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
- 企業別の加入率は、**雇用保険では98%**［*対前年度比＋0%*］、**健康保険では97%**［*対前年度比＋0.4%*］、**厚生年金保険では97%**［*対前年度比＋0.6%*］となっています。
- 労働者別の加入率は、**雇用保険では84%**［*対前年度比＋1.8%*］、**健康保険では80%**［*対前年度比＋3.5%*］、**厚生年金保険では78%**［*対前年度比＋3.8%*］となっています。

企業別

〈雇用保険〉

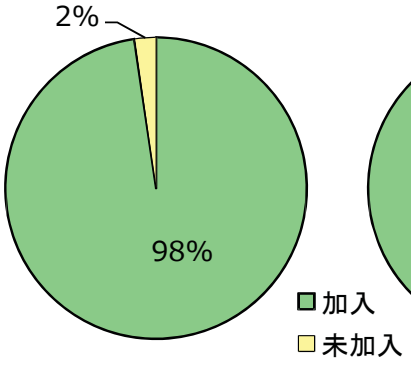

〈健康保険〉

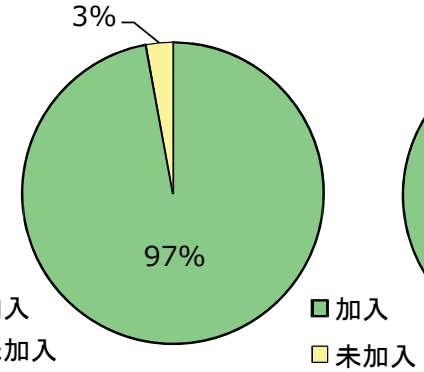

〈厚生年金〉

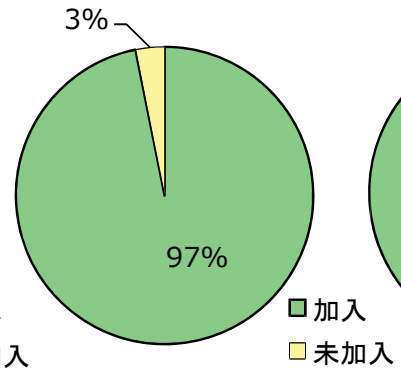

〈3保険〉

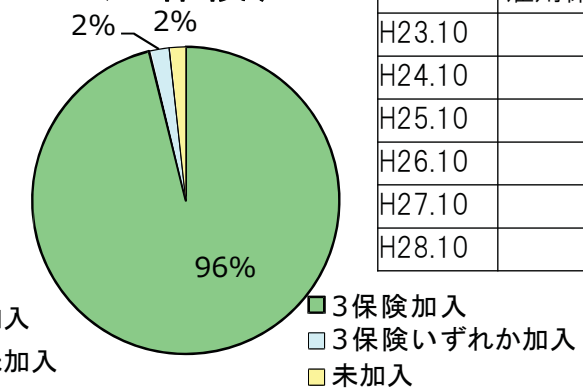

企業別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	95%
H28.10	98%	97%	97%	**96%**

労働者別

〈雇用保険〉

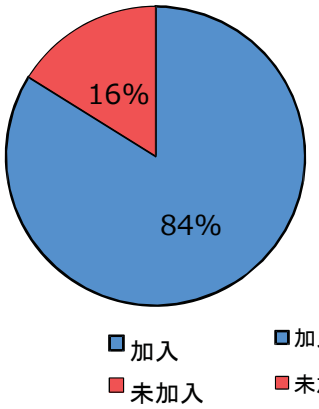

〈健康保険〉

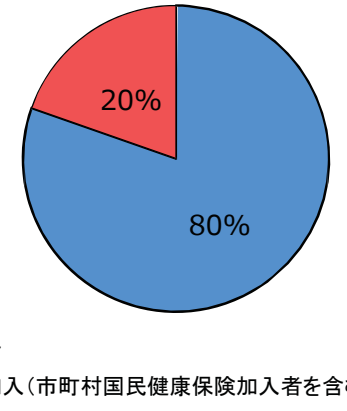

〈厚生年金〉

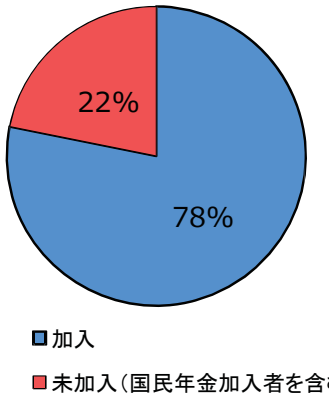

〈3保険〉

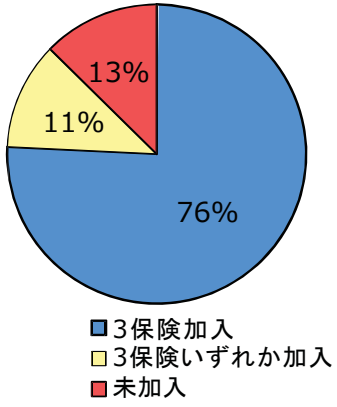

労働者別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	**57%**
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%
H28.10	84%	80%	78%	**76%**

直轄工事における社会保険等未加入対策の取組状況

国土交通省 九州地方整備局

○平成26年8月1日以降に入札公告を行う直轄工事において、
- 社会保険等未加入建設業者については、競争参加資格を認めない。
- 施工体制台帳の作成・提出が義務付けられている下請代金の総額が3千万円以上（※）の工事の一次下請業者については、社会保険等加入業者に限定。

↓

○平成27年4月1日以降に契約を締結する全ての直轄工事において、
- 下請金額の総額にかかわらず、施工体制台帳を通じて、元請・下請を問わず社会保険等未加入の事実を確認した場合、建設業担当部局に通報。

↓

○平成27年8月1日以降に入札公告を行う直轄工事において、
- 下請金額の総額が3千万円未満（※）についても、元請業者の社会保険等未加入業者との一次下請契約の締結を禁止の措置の拡大を試行

（※）建築一式工事は4千5百万円

①定期の競争参加資格審査時又は個別の入札参加時に元請業者の保険加入状況を確認
（未加入の元請業者は競争参加資格を認めない）

②未加入の一次下請業者との契約を原則禁止

③施工体制台帳等で全ての下請業者の保険加入状況を確認

④未加入の一次下請業者等と契約したことが判明した場合の措置を実施（元請業者への違約罰の請求等）

⑤全ての未加入業者を発注部局から建設業担当部局に通報

⑥建設業担当部局において未加入業者（二次下請以下も含む。）への加入指導等を引き続き実施

○平成29年4月からの取組
直轄工事における現行の未加入対策について、元請責任を２次以下の下請業者まで対象を拡大
- ４月～　：元請が加入指導する猶予期間（制裁金等の適用はなし）
- 10月～：元請への違約罰、指名停止、評定点の減点措置

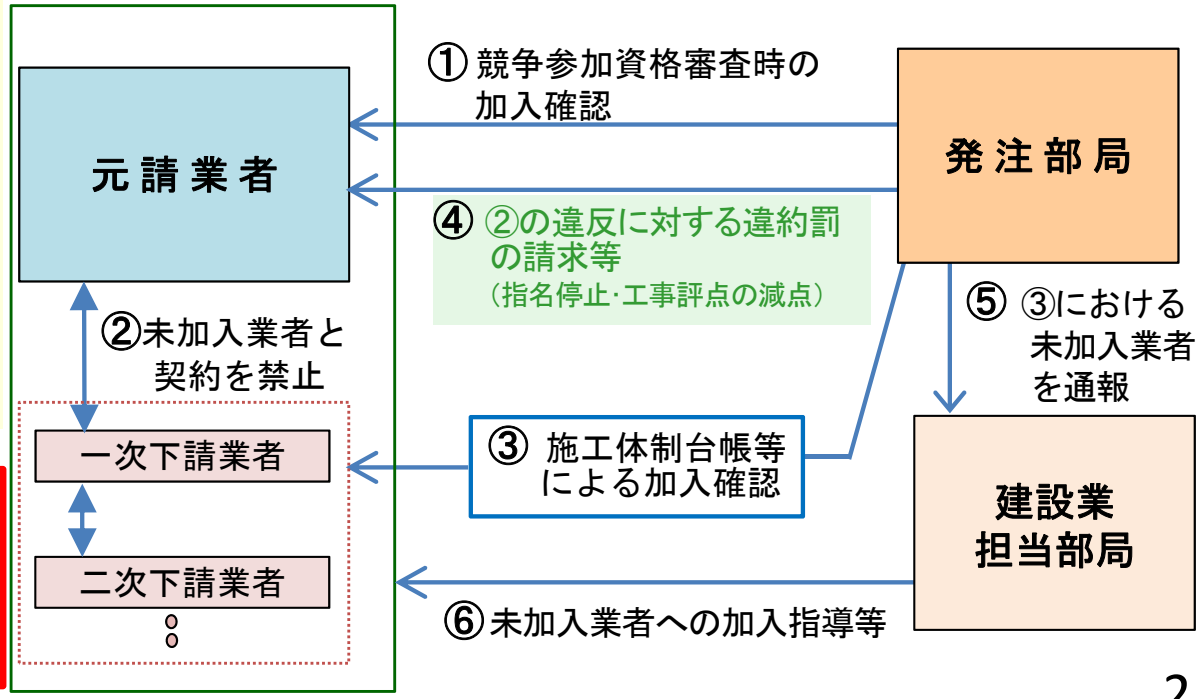

工事資料作成に係る現状

○工事書類は、下記を発注者が確認する上で必要不可欠な資料。
　・工事が適正かつ適切に施工されているか？
　・工事目的物の出来形・品質が設計書どおりに確保されているか？
○しかしながら、現場からは、過度な工事資料に対する改善・簡素化要望があがっている。

工事書類作成に係る現状

①そもそも提出（作成）する工事書類が多い。
・施工計画書の作成
・土木工事共通仕様書、特記仕様書等に基づく工事書類を作成し、監督職員へ提出等

②「設計変更ガイドライン」を活用されていない。
・設計図書の訂正・変更については、「設計変更ガイドライン」に受発注者の分担が明記
・発注者が作成すべき資料を、受注者が作成しているケースがある。

③設計変更（説明資料）に係る資料の作成ルールが不明瞭
・設計変更に際し、「設計変更ガイドライン」に資料の作成ルール等が明記
・その説明資料の作成にあたっては、工事や監督職員によって量・内容が不明瞭

④紙と電子の二重作成（紙での検査）
・全ての工事で情報共有システム（ASP）が一般化
・完成検査では、紙で受験する工事も依然として残っている。
・検査で高い評価を受けるとの誤解が蔓延

工事書類の簡素化の推進

国土交通省

背景

- 受注業者や建設業界等から「書類の削減」要望が高い。
- 工事書類の中には、工事中や工事完成後においても使用頻度が低い資料がある。
- 現場（監督職員）ごとに、作成書類の対応が統一さていない。

①提出書類が多すぎる
②電子納品と紙提出の両方を求められる。
③資料の再確認（照査）を求められる。
④統一化を図って欲しい。
⑤設計変更による書類が増加している。
⑥成績評定を意識し、過度な書類作成の意識がある。

更なる取組み

１．工事書類の簡素化に向けた取り組み

➡ ①施工計画書の提出時期の柔軟な対応

・災害対応等の概略発注や制約条件等により施工方法が未確定な工種については、詳細な内容が確定した段階で作成し提出するものとする。（当初は作成不要）

➡ ②ASPの活用やICT土工などにおける電子検査の促進

２．「土木工事施工管理の手引き（平成２８年４月）」の改善

➡ 「土木工事施工管理の手引き」について、簡素化の取組み等を記載

①二重提出の廃止やダブルチェックの廃止等
②ASP活用による情報共有と電子化による効率化の推進
③基準の改訂等による作成不要書類の周知
④設計変更ガイドラインの周知・徹底　等

九州地方整備局における河川維持管理技術者資格の活用試行

九州地方整備局
Kyushu Regional Development Bureau

資料7

河川の維持管理の特性と課題

◆河川堤防の多くは、嵩上げや拡幅など拡築を繰り返し段階的に整備 → その履歴や堤防内部の構造は様々
また、河道は、洪水などの自然作用によっても容易に姿が変化 → 同規模の洪水でもその安全性は変化
◆地形、降雨特性など自然条件の違いで河川毎に洪水特性も様々 → 豊富な経験や知見に基づく管理が必要
◆気候変動による災害の激甚化が懸念 → 施設が十分にその機能を発揮できるよう、的確な維持管理が必須
◆加えて、河川管理施設の老朽化が加速 → 維持管理や健全度を確保する点検・評価が益々重要

平成25年河川法一部改正（法第15条の2）
河川管理施設等の維持・修繕に関する位置づけ明確化

技術者確保の必要性と資格の活用

◆一方、技術者の減少や技術力の低下が懸念 → 維持管理を支える現場体制の確保が課題
◆平成25年社会資本整備審議会：管理経験者の活用、河川管理を担う職員の育成継続の必要性や、官民の技術者を幅広く確保できる仕組みの重要性などを答申→知識と経験を有する技術者の育成、確保が急務
◆平成27年、河川の維持管理に関する専門技術を認定する唯一の技術者資格制度がスタート
→「河川維持管理技術」、「河川点検士」：〔認定機関〕一般財団法人 河川技術者教育振興機構（平成27年2月発足）
◆河川の維持管理に関する技術力を有する本資格を活用し、維持管理水準の確保や向上を図るために、直轄では、河川堤防等点検結果評価業務、河川維持工事等で活用試行を行っているところである。

【参考】 河川堤防の維持管理サイクル

除草の実施

点検の実施

異常箇所の発見

補修の実施

資料８

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

九 州 地 方 整 備 局
平成 30 年 1 月 15 日

産学官民一丸となってインフラメンテナンスに取り組みます
～インフラメンテナンス国民会議「地方フォーラム」の設立～

○高度成長期に整備したインフラの急速な老朽化が進行する中、効率的なインフラメンテナンスを進めていくための全国的な取り組みとして、平成28年11月に「インフラメンテナンス国民会議※1」が設立されました。

○産学官民一丸となったインフラメンテナンスの取り組みを地方単位でも一層加速させるため、九州における「地方フォーラム※2」が設立されることとなりました。

○この度、「地方フォーラム」の体制や進め方を検討する準備会を開催しますのでお知らせします。

【九州における地方フォーラム準備会】

日 時: 平成30年1月17日（水）15:00～17:00（予定）

場 所: 九州地方整備局 2階 共用第1会議室

議 題: ・九州における地方フォーラムの体制
・今後の進め方

※本会議の取材は、頭取りのみとし、議事中は退席をお願いします。

※取材については、会議終了後、17 時 00 分より、事務局にて応じます。取材予定の報道関係者におかれましては、問い合わせ先まで事前連絡をお願いします。

※1 「インフラメンテナンス国民会議」とは
インフラを良好な状態で持続的に活用するために、産学官民の技術や知恵を総動員するプラットフォームであり、国民会議の趣旨に賛同して十分な意欲を持って活動に参加して頂ける企業、団体、行政機関（国を除く）又は個人が会員になることができます。

※2 「地方フォーラム」とは
学識経験者、企業会員、団体会員など会員のネットワークを活かし、地域におけるインフラメンテナンスの技術開発や情報交換、ベストプラクティスの水平展開、取組のマッチングを行い、地域や地方自治体の取組の発展に向けて活動を行うものです。

【インフラメンテナンス国民会議HP】 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/im/index.html

＜問い合わせ先＞
九州地方整備局 企画部企画課
課長補佐 渡辺 祐二（内線:3155） TEL:092-471-6331（代表）、092-476-3542（直通）

Japanese Congress for Infrastructure Management

インフラメンテナンス国民会議

「インフラメンテナンス国民会議」とは

○インフラメンテナンスに産学官民の技術や知恵を総動員するプラットフォームとして活動しています。

本会議は活力ある社会の維持に寄与することを目的とする組織として、平成２８年１１月に設立されました。

①革新的技術の発掘と社会実装
②企業等の連携の促進
③地方自治体への支援
④インフラメンテナンスの理念の普及
⑤インフラメンテナンスへの市民参画の推進

組織体制図

会　長：冨山 和彦　株式会社経営共創基盤代表取締役ＣＥＯ
副会長：家田 仁　政策研究大学院大学 教授

- 実行委員会
  - 企画部会
  - 広報部会
- フォーラム
  - 革新的技術
  - 自治体支援
  - 技術者育成
  - 市民参画
  - 海外市場展開
- **地方フォーラム**（設立予定）【中部、近畿、四国、九州は設立済み】

○国民会議の趣旨に賛同して十分な意欲を持って活動に参画して頂ける企業、団体、行政機関（国を除く）又は個人が会員となることができます。

会員種別

(1)企業会員	国民会議の目的に賛同して入会する企業
(2)行政会員	国民会議の目的に賛同して入会する行政機関（国を除く）
(3)団体会員	国民会議の目的に賛同して入会する団体（(1)及び(2)の団体を除く）
(4)個人会員	国民会議の目的に賛同して入会する個人

（入会方法は裏面をご覧下さい）

フォーラムの活動内容例

○ 産学官民の会員ネットワークを活かし、地域や地方自治体の取組の発展に向けて活動を行います。

新技術の活用

メンテナンスの課題を解決する技術等の紹介や技術マッチング

新技術導入の検討の現場試行の調整

地域一体で取り組むメンテナンス

各地の地域によるメンテナンス活動の紹介

地域一体の取組みへのサポート

民間のノウハウ活用

包括的民間委託等の民間活用の取組み事例の紹介

個別施設計画の策定・実施の課題解決につながるアイデア紹介

技術者体制づくり

技術者の確保や育成に関する各地での取組み紹介

地域における技術者派遣の仕組みづくりの支援

インフラメンテナンス国民会議への入会

○会員のメリット

国民会議では、企業、研究機関、施設管理者、市民団体等の会員がそれぞれ享受できるメリットを最大化する運営を行います。

民間企業

- インフラメンテナンスや国民会議の最新動向の情報を得ることができます。
- 施設管理者等の実情やニーズについての情報を得ることができます。
- 施設管理者や他の企業等に自社の技術や製品、サービスを知っていただくことができます。
- 新たなビジネスチャンスやビジネパートナーを発掘することができます。

市民団体等

- 他の団体との交流及び活動参画の機会を得ることができます。
- 行政の最新動向の情報を得ることができます。

施設管理者

- 最新の技術や新たな取組みの試行を行うモデル自治体として、国や企業等からメンテナンスの支援が受けられます。
- アドバイザー等からの専門的アドバイスが受けられます。
- 自治体職員が最新のメンテナンス技術を学べる研修を受講できます。
- 先端的なメンテナンスの取組みを行う自治体等の情報が得られます。
- 最新のメンテナンス技術の情報を得られます。

○入会方法（会費無料）

インフラメンテナンス国民会議 で検索頂き、会員申込のページから入会申込書をダウンロード頂き必要事項をご記入の上、事務局まで送付下さい

（インフラメンテナンス国民会議ウェブサイト　トップページ）

※入会後、ご登録のメールアドレス宛に国民会議の取組をお知らせするメルマガが隔週火曜日に届きます。

※各地方における活動支援への参加についても、本メルマガよりご案内しますのでそちらからご確認ください。

事務局

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課　佐藤、鎮西

TEL：03-5253-8111(24543,24544)　　MAIL：hqt-maintenance-sogo@mlit.go.jp